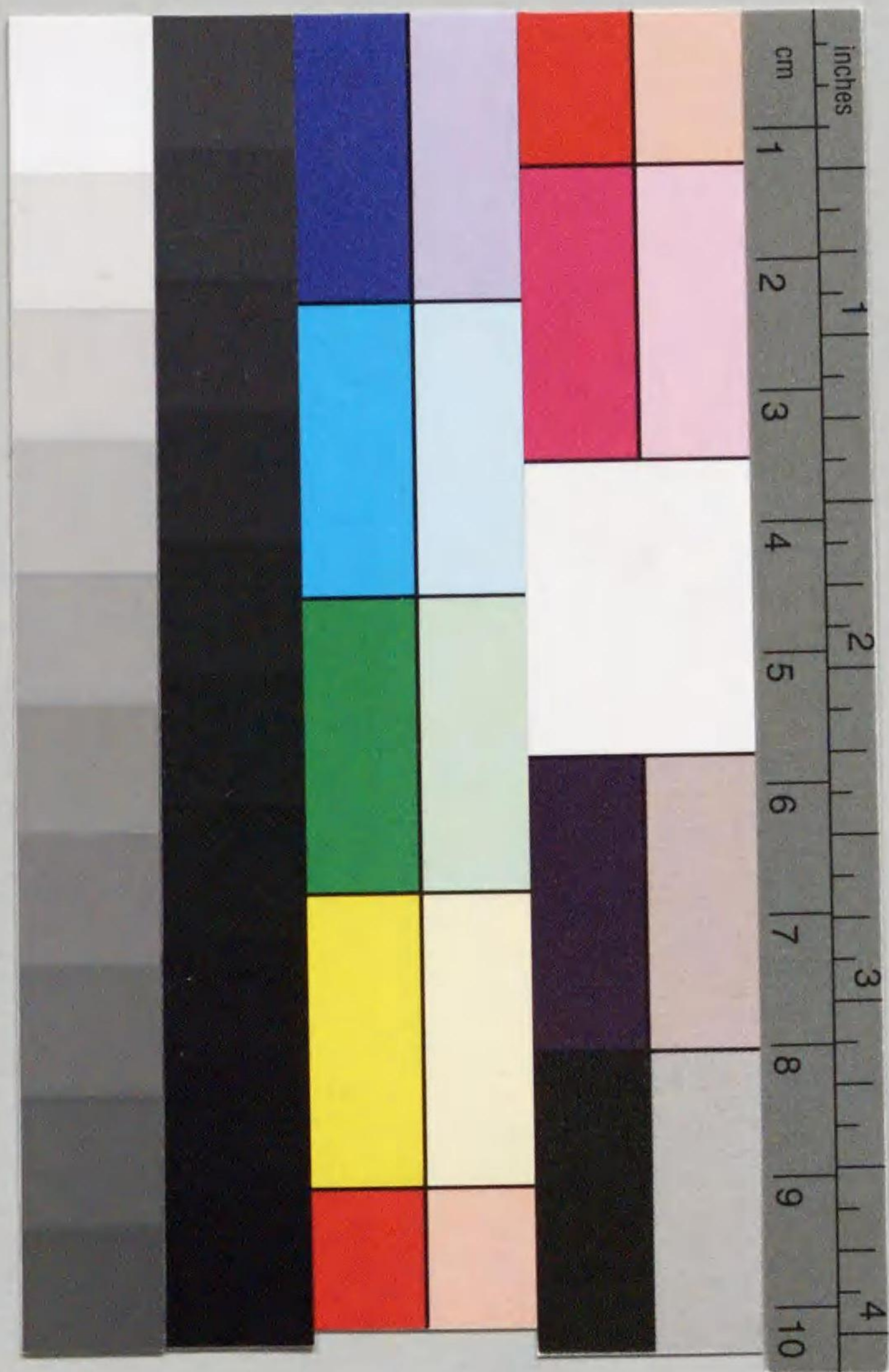


GA78

8



82W21756





現代叢書

歐洲大戰

東京帝國大學
法科大學教授
博士

蘇峰

吉野作造編輯

德富猪一郎監修



GA78

8



207.71

82W21756

序 文

人は稱す、『今日は世界的維新の時機也』と。惟ふに現時
 尚ほ酣なる世界的大戦争か如何に其局を結ふにせよ、
 其の影響として國際的政治上に、國際的經濟上に、將
 た内政上に、社會上に各種の變化、各種の新機局、各
 種の新顯象を將來すへきは、疑を容れざるへく。此の
 變化に對して、我國は如何に處すへきか、是れ我が有
 識者の深甚なる考慮を要する所。況んや一方に自ら極

寄贈

中西一郎

殿

東の盟主を以て居り、且つ既に隻脚を戦渦中に投し居るに於てをや。

然らば如何に變化すへきか。往を知らずんは、以て來を卜す可らず。向後の變化を察らんと欲せば、須らく此の戦争の由て發せし起因に溯るを要す。斯書の目的とする所は、該戦争の起れる遠因近因、而して其の交互錯綜、遂に一條の導火に依り爆發せる事情を闡明し。併せて開戦後に於ける經過を叙して、今日の現勢を詳

にするに在り。

筆を奥匈國南方經營對塞耳維西方發展の衝突、露國の汎スラヴ主義對獨國巴爾幹政策の衝突に起し、獨奥伊同盟露佛英協商對峙の事情より、奥匈國皇儲暗殺、奥塞國交斷絶、歐洲大禍亂勃發の顛末に入り。更らに交戦各國の軍制より露獨國境に於ける各自の作戦、獨佛國境に於ける各自の作戦、巴爾幹に於ける各自外交上の駈引、作戦、及び日伊土勃の參戰事情に及ぶ。而し

(四)

て戦局の現状を叙するに就ては、専門家の意見を参酌する所、最も多しとす。

要するに斯書は、向後如何に世界の状態か變化すへきかに就て、各種の材料を提供する也。之れに對して判断を與ふるは、讀者の責任也。若し夫れ此の時機に於て、我國が如何に處すへきかに就ては、今日に於て多く語るを許さず。唯列強は今や自己の攻防に急にして亦た他を顧みるの違なし。宜しく以心默會、斯の世界

的維新時機に辜負せざるの策を講すへき也。

大正五年一月八日

國民新聞編輯局に於て

蘇 峰 學 人

(五)

例言

例

一、本書は歐洲大戰の、如何なる關係に依りて起りたるか、交戦國の陸海軍は、如何なる基礎と價值とを有するか、開戦後新たなる列國は如何にして参戦したるか、交戦國双方は、如何なる作戦計畫に依り行動しつゝ在るか、重要な會戦は如何にして起り、如何なる影響を與へたるかを、簡明に説述するに努む。

一、本書は交戦國の實施せる、軍事行動に連繫を有する範圍内に於て、重要な國防及び作戦問題に就き、其の

言

(三)

當否巧拙に關する批判を下し、以て勝敗の依つて岐るる根源を闡明するに努む。

一、本書は軍事行動と密接なる關係を有する、政治、外交問題に就きて論評を試み、其の成敗利鈍の原因を釋ぬるに努む。

一、本書の材料は、之を交戰國双方より取るに努めたるも、獨逸國側の材料は、比較的尠さのみならず、猶戰爭中なるを以て、一般に有力なる材料に缺くる所多きを遺憾とす。かゝる貧弱なる材料を以て、以上の研究を試みるは、寧ろ大膽に過ぐるの嫌ひなきに非ずと雖も、

豊富なる材料は、戰後數年の後に非ざれば之を得難きと、叙述浩濶なる戰記は、歐洲戰爭の教訓を得んとする吾人に、益する所鮮きとに想到し、現下の材料に相當する最大の攻究を爲すの方針を採れり。

一、本書は戰爭第二年、十一月中旬に於て擱筆す。

一、本書には、特に結論を附せず。是れ戰爭未だ半ばなるに依り、之を留保するの必要を感じたるに由る。

(三)

大正五年一月

編 者 識

目次

第一章 戦争の起因……………一

一 奥匈國の南方經略……………一—六

奥匈國南方經略の發端—伯林條約—獨逸同盟—獨逸伊の三國同盟—ホスニヤ、ヘルツェゴウィナの合併

二 塞耳維の西方發展……………六—一

大塞耳維主義—奥匈國のホ、ヘ二州合併と塞國の打撃—巴爾幹第一次戦争に於ける奥塞政策の衝突—巴爾幹第二次戦争に於ける奥匈に對する塞國の怨恨—アルバニヤ事件に於ける奥匈國に對する塞國の屈服—奥匈國の南下と塞國の西進との衝突

三 奥匈國皇儲暗殺と奥塞兩國の國交斷絶……………一—一五

皇太子の逝去と政治上の影響—奥匈國最後通牒の要旨—宣戰布告

(一)

(二)

四 露國の態度と開戦……………一五—一八
露佛同盟—英露協商—奥匈國の南下と露國の政策—露國と獨逸—露國の宣言と動員準備—露國に對する獨逸の宣戰

五 獨逸の態度と開戦……………一八—二〇
獨逸の露佛兩國に對する最後通牒—埃塞事件に對する獨逸本來の主張—戰を避くる手段は唯一つ

六 佛國の態度と參戰……………二〇—二二
英佛協商—獨佛奥間の宣戰

七 英國の態度と參戰……………二二—二四
英國の露佛兩國と接近—戰前に於ける英國の平和手段—英國胸裡の決心—英獨國交の斷絶

八 白國の態度と交戰……………二四—二七
白國と英佛兩國との關係—獨逸の最後通牒—白國の回答—獨白兩國の交戰

第二章 交戰諸國軍

一 獨逸國軍……………二八—六三
(イ)陸軍組織の概要—國軍の區分—統轄關係—普國と巴威里との關係—普國と索遜との關係—普國とウエルテンベルグ國との關係—獨逸皇帝の軍務機關—(ロ)—兵役—(ハ)開戦前に於ける軍備の情態—(ニ)平時の團隊と其の兵力—(ホ)國境要塞—(ヘ)主なる兵器—(ト)開戦當時の野戰團隊と其の兵力—(チ)兵役法律に據る軍事教育ある獨逸の男子—(リ)開戦後初めて軍事教育を受け出征し得べき獨逸の男子—(ヌ)獨逸軍の戰爭繼續と兵員上の資源—(ル)獨逸軍の素質

二 奥匈國軍……………六三—七七
(イ)奥匈國の政治組織—(ロ)奥匈國陸軍の組織—中央統轄機關—國軍の區分—地方統轄機關—戰時の統帥—(ハ)兵役—(ニ)平時の團隊と其の兵力—(ホ)國境要塞—(ヘ)主なる兵器—(ト)戰時編制の概要及び其の兵力

三 露國軍……………七七—九三
(イ)陸軍組織の概要—國軍の區分—統轄機關—(ロ)兵役—(ハ)平時の團隊と其の

(三)

(四) 兵力—(ニ)要塞—(ホ)主なる兵器—(ヘ)戦時編制の大要と其の兵力

四 佛國軍……………九三一—一一九

(イ)共和政體と陸軍の組織—(ロ)兵役—(ハ)開戦前に於ける軍備の情態—(ニ)平時の團隊と其の兵力—(ホ)國境要塞—(ヘ)主なる兵器—(ト)開戦當時の野戰團隊と其の兵力—國軍の區分—戰略單位—(チ)兵役法律に據る軍事教育ある佛國の男子—(リ)新設團隊の編成と既設團隊とに要する兵員の資源—(×)佛軍の素質

五 英國軍……………一一九—一二七

(イ)陸軍組織の大要—國軍の區分—統轄機關—(ロ)兵役—(ハ)平時の團隊と其の兵力—(ニ)要塞—(ホ)主なる兵器—(ヘ)戦時編制の大要及び兵力

六 塞國軍……………一二七—一三二

(イ)陸軍の統帥及び統轄機關—(ロ)兵役—(ハ)平時の團隊—(ニ)主なる兵器—(ホ)戦時編制の大要及び兵力

七 白國軍……………一三二—一三九

(イ)陸軍組織の大要—(ロ)兵役—(ハ)平時の團隊と其の兵力—(ニ)要塞—(ホ)主なる兵器—(ヘ)戦時編制の大要と兵力

なる兵器—(ヘ)戦時編制の大要と兵力

八 日本軍……………一三九—一四三

(イ)陸軍組織の大要—國軍の區分—統轄關係—(ロ)兵役—(ハ)平時の團隊—(ニ)要塞

九 土國軍……………一四三—一五〇

(イ)陸軍組織の大要—國軍の區分—(ロ)兵役—(ハ)平時の團隊と其の兵力—(ニ)要塞—(ホ)主なる兵器—(ヘ)戦時編制の大要と兵力

十 伊國軍……………一五〇—一五六

(イ)陸軍組織の大要—國軍の區分—統轄關係—(ロ)兵役—(ハ)平時の團隊と其の兵力—(ニ)要塞—(ホ)主なる兵器—(ヘ)戦時編制の大要及び兵力

十一 勃國軍……………一五六—一六〇

(イ)統轄關係—(ロ)兵役—(ハ)平時の團隊—(ニ)主なる兵器—(ホ)戦時編制の大要と兵力

第二章 獨逸佛露の作戰計畫と其の實施の概要……………一六一

(六)

- 一 獨軍の作戰計畫と其の實施の概要……………一六一—一六七
 作戰計畫の骨子—對佛作戰計畫の實施法變更—中立侵犯と國家の自衛問題—獨軍の侵入區分
- 二 佛國の作戰計畫及び其の實施の概要……………一六七—一七三
 作戰計畫の要旨—國防の偏倚—敵狀判斷を誤りたる當初の配備—急遽變更したる新配備—佛國全體の重大なる過失
- 三 露軍の作戰計畫と其の實施の概要……………一七三—一七八
 作戰計畫の根本—動員集中の遲緩—獨軍を東歐戰場へ牽制—波蘭、東普及びカルパテン山脈の地形と戰略
- 四 獨軍の作戰計畫と其の實施の概要……………一七八—一八一
 作戰計畫の要點—獨軍の露境に於ける戰略的防禦地域—獨軍作戰計畫の缺點

第四章 西歐に於ける作戰……………一八二

(七)

- 一 獨軍のリエージュ要塞攻略……………一八二—一八三
 要塞の價値—強襲—陥落の影響
 - 二 獨佛白國境に於ける初戦の大衝突……………一八三—一九五
 獨軍の目的—獨軍の前進部署—佛軍の企圖—佛軍の攻撃部署—佛軍の敗北—勝敗の原因と其の影響
 - 三 マルヌ河畔の會戦……………一九五—二〇三
 會戦の目的—戰鬪經過の概要—彼此兩軍攻守の位置を轉換したる原因—會戦の影響
 - 四 瑞西より北海に互る長蛇の陣……………二〇三—二〇七
 側方に競争戦—安土府の陥落
- 第五章 東歐に於ける作戰……………二〇八
- 一 露軍の第一次東普侵入……………二〇八—二二二

(八)

東普侵入の目的—作戰經過の概要—作戰の結果と其の影響

二 ガリシヤに於ける埃匈軍の大敗……………二二二—二二七

埃匈軍主力の波蘭侵入—露の大軍東部ガリシヤに現はる—レンベルグ要塞の陥落—露軍の三面合撃と埃匈軍の潰乱—プルツェミスル要塞の攻圍—南部波蘭及びガリシヤに於ける埃匈軍作戰失敗の原因並に其の影響

三 獨埃軍の第一次波蘭侵入と露軍の第二次東普侵入……………二一七—二二四

波蘭侵入の目的—東普に於ける獨の牽制隊—レンネンカンブ軍の東普再侵入—獨埃軍の攻撃前進部署—獨埃軍の退却—プルツェミスル要塞の再攻圍—勝敗の原因と其の影響

四 獨軍の第二次波蘭侵入……………二二四—二三五

侵入の目的—侵入の準備—獨軍侵入當時に於ける露國全軍の位置—獨軍の侵入計畫—戰爭經過の概要—露軍の後退と新陣地の占領—成敗の原因—作戰の及ぼす影響

五 獨埃軍のワルシヤワ攻略準備……………二三五—二三七

獨埃軍の目的—大規模の攻略準備

六 ニーメン河の流域以北に於ける獨軍の策動……………二三七—二三九

目的—東普に於ける露軍の敗戦—獨軍バルチック海沿岸に戦線擴張

七 ガリシヤ方面に於ける露軍の敗退……………二三九—二四三

獨埃軍の目的—露軍のプルツェミスル要塞攻略—ガリシヤ獨埃軍の攻勢移轉—露軍のプルツェミスル撤退—作戰の及ぼす影響

八 獨埃軍の總攻撃と露軍の總退却……………二四三—二五一

西露大會戦に於ける戦闘經過の概要—露軍のワルシヤワ撤退—獨埃軍のルブリンコルム占領—コウノ要塞の陥落—露軍のオゾウエツツ要塞撤退—グロドノ要塞の陥落—露軍のブコヅナ方面に於ける攻勢—ノウオ・ゲオルギエフスク要塞陥落—露軍の第二防禦線抛棄

九 露獨兩軍成敗に關する作戰的原因並に影響……………二五一—二五六

西露に於ける露軍敗退の眞因—獨埃軍第二次波蘭侵入に對して露軍の採るべかりし三策—ノウオ・ゲオルギエフスク及びコウノ要塞の陥落と戦局の轉變—今後に於

(九)

(100)
ける露軍の活動如何—獨塊軍將來の飛躍甚だ易し

第六章 巴爾幹半島に於ける作戰……………二五七

- 一 埃匈軍の作戰計畫及び其の實施の概要……………二五八—二六二
作戰計畫の要旨—埃匈軍の塞國粉碎に腐心したる所以—侵入軍の二個の作戰案—
 塞國の危機と其の影響
- 二 埃匈軍の第一次塞國侵入「ヤダール」河の會戰……………二六二—二六五
兩軍の目的—兵力及び配備の概要—戰鬪經過の概要—埃軍の敗北
- 三 埃匈軍の第二次塞國侵入……………二六五—二六七
埃匈軍の増員—塞軍の退却—戰況の一勝一敗
- 四、ルードニツクの會戰……………二六七—二七〇
塞軍の首府放棄—埃匈人の狂喜—塞軍の奮起と首府の奪回—埃匈軍の大敗

五 獨塊軍の第三次塞國侵入……………二七〇—二七六

獨塊軍の作戰計畫—戰鬪經過の概要—勃軍の塞國侵入—英佛軍の巴爾幹赴援

第七章 日本の歐洲大戰參加……………二七七

- 一 日獨國交の斷絶……………二七七—二七九
帝國奮起の理由—對獨最後通牒
- 二 日本の青島攻略並に獨領南洋諸島占領……………二七九—二八五
青島の防備—作戰經過の概要—出征軍の龍口灣上陸—孤山、浮山の敵陣地占領—
 艦隊の行動並に封鎖宣言—青島の陥落—吾が艦隊の南洋に於ける行動
- 三 日本の參戰に對する獨逸人の感想……………二八五—二八七
三國干渉に對する反感—軍事、學術に關する獨逸の恩惠—獨逸人の失望と憤怒

第八章 土國の獨塊側に大戰參加……………二八八

(111)

(111)

一 土國と協商諸國との國交斷絶……………二八八—二九二
 戰爭前に於ける獨土兩國の關係—獨逸の土國を戰爭に誘ひたる主因

二 高架索方面の作戰……………二九二—二九五
 作戰經過の概要—サリカミッシュの大會戰

三 蘇士運河に對する英土兩軍作戰の基礎……………二九五—二九七
 土軍の攻勢を採る所以—英軍の防勢を採る所以

四 蘇士運河の爭奪戰……………二九八—三〇一
 土軍の攻撃前進部署—戰鬪經過の概要

五 ダルダネルス海峽の地位……………三〇一—三〇四
 マルマラ海—露獨兩國の海峽に對する位置—攻略後の問題

六 英佛軍のダルダネルス海峽攻撃……………三〇四—三一四
 英佛聯合艦隊の海峽砲撃—英佛聯合陸軍の敵前強行上陸—聯合軍の増援—ダ海峽

に對する作戰の當否

第九章 伊國の對奧大戰參加……………三一五

一 伊獨兩國の關係……………三一五—三一九
 伊國の三國同盟加入の動機—三國同盟密約條項の要旨—伊國の英佛接近—伊國三國同盟疎隔の鋒鏑

二 伊奧兩國の關係……………三一九—三二二
 奧匈國と伊太利民族—奇怪なる三國同盟—伊奧兩國政策の衝突

三 伊奧國交の斷絶……………三二二—三三六
 伊國の同盟側に赴かざる理由—伊國の民論—伊國政府の奧匈國に對する要求—同最後外交文書—獨帝の親書—サランドラ内閣の留任—奧匈國政府の回答—伊國の對獨奧宣戰布告

四 伊奧兩軍の作戰……………三三六—三四一

(111)

(一四)

兩軍の部署—イソング河流域の作戰—トレンチノ方面の作戰—最北境アルプス山嶺方面の作戰

第十章 勃國の獨塊側に大戰參加……………三四二

勃國の主なる希望と其の態度—勃國態度の一轉機—實力を使ふ獨塊外交の成功

第十一章 主なる交戦國の海軍と海上作戰……………三四八

一 開戦前に於ける英佛露伊及び獨塊諸國の海軍政策……………三四八—三五一

英國の海軍策—佛國の海軍策—露國の海軍策—伊國の海軍策—獨逸の海軍策—獨塊國の海軍策

二 開戦前に於ける英佛露伊及び獨塊諸國の海軍力……………三五一—三五四

英國の海軍力—佛國の海軍力—露國の海軍力—伊國の海軍力—獨塊國の海軍力

三 交戦國双方の海軍作戰の主方針……………三五四—三五七

(一五)

英佛海軍の作戰主方針—獨塊海軍の作戰主方針—露國海軍と獨逸海軍

四 太平洋及び印度洋方面に於ける作戰……………三五七—三五九

獨逸の艦隊—智利コロネル沖の英獨海戦—南米フォークランド島沖の海戦

五 地中海及び黒海方面の作戰……………三五九—三六三

獨逸の艦隊の行動—英佛聯合艦隊のダルダネルス海峡砲撃

六 北海方面の作戰及び施設……………三六三—三六九

英國の北海全部封鎖—一九一五年一月北海の英獨戰—獨逸の海上封鎖宣言—英國の獨逸沿岸封鎖宣言—獨逸潜水艇の活動

七 バルチック海方面の作戰……………三七〇—三七一

露國艦隊の行動—バルチック灣に於ける露獨英艦隊の戦闘—英露兩國潜水艇の活動

目 次 終

歐 洲 大 戰

第 一 章 戰 争 の 起 因

一 奧 匈 國 の 南 方 經 略

戰 争 の 起 因

奧國は第十九世紀の上半に於て、三個の發展方面を有したり。北
 方に向つてする獨逸方面、西方に向つてする伊太利方面、及び南東
 に向つてする巴爾幹方面是なり。然るに一八六六年普奧戰爭に於て
 蹉跌するや、奥の勢力は獨逸諸邦並に伊太利半島より驅逐せられ、
 北方及び西方に對する發展は、茲に全く不可能となり、餘す所は單
 り巴爾幹の一方面のみとなれり。蓋し奥匈國の南方經略の濫觴は、

此の時に發したるものと觀るを得べし。

（二）
奧匈國の南下に就き、當時先づ衝突すべき強國は露國なりき。而して其の南下に先ち、背後に安全を確保すること極めて肝要なり。是に於てビスマルクは奧を援けて舊怨を忘れしめ、且つ佛國を孤立せしめて自國の保安を圖るの方策を採りたり。

土耳其に屬したるボスニヤ・ヘルツェゴヴィナ二州の動亂が原因となり、露土戰爭を惹起し、終に一八七八年三月露土兩國は、サン・ステファノ條約を締結せり。然るに英奧兩國の抗議に依り、列強の干涉を惹き、之を再議するに至り、一八七八年七月の柏林條約となりたり。當時ビスマルクは陽に露國に同情し、陰に露國を壓迫し、而かも戰禍の局外に晏如たりし奧匈國をして、漁夫の利を獲せしめ、巴爾幹半島に優越なる地位を占有せしめたり。即ち奧匈國は、ボ、へ二州を占

領し且行政を施すの權、及びサンジャクとノヴァバザールとに駐兵するの權を得たり。而もボ、へ二州は名義上猶土耳其に屬せしめたり。是に於て奧匈國は露國と相併んで、巴爾幹半島に不拔の勢力を扶植するに至れり。爾來露國の官民は、獨奧の譎詐を憤り、狡獪を怨み遺恨骨髓に徹したり。

慧敏なるビスマルクは此の形勢を察し、露國の復讐は早晚襲來すべきを看取し、將來の永久に備へんが爲め、一八七九年十月奧匈國と左の要旨の同盟條約を締結せり。

- 一、同盟國の一國が、露國の攻撃を受くる場合には、他の一國は全力を擧げて之を援助すること。
- 一、同盟國の一國が、露國以外の國家より攻撃せらるゝ場合には、他の一國は好意の中立を爲すべし。若し露國にして第三國を援

(四)
助せば、他の一國は同盟國に軍事上の援助を爲すの義務あること。

尙ビスマルクは、此の同盟に對して露佛同盟起るべしと思惟し、胸中伊太利の加盟を期待し、爾來伊國はビスマルクの注目する所と爲りしが、一八八〇年佛國のチュニスに保護權を設定し、伊國民の對佛感情險惡に赴くに及び、ビスマルクは巧に術策を弄し、伊國に接近し、一八八三年之をして獨塊同盟に加入せしめ、茲に三國同盟の成立を見たり。

其の後二十有餘年にして、日露戰爭あり、露國は戰後疲弊の極に達し、暫らく歐洲方面に對する勢力の萎靡するや、一九〇八年塊國は、突然ボ、ヘ一州の合併を宣言せり。塊國の此の行動は、露國に深刻なる印象を與へたると同時に、塞耳維國をして甚しく激昂

慨せしめたり。蓋し此の合併は、後に述べんとする大塞耳維主義に破壊的打撃を與ふればなり。塞國は列國に抗議通牒を發して反對を主張し、將に干戈に訴へんとせり。露國は之を援けんとするの氣勢を示したりしが、日露戰後の傷痍猶未だ癒えざるに際し、獨逸皇帝の一喝に逢ひ、隱忍屏息するの外他に術無かりき。塞國も亦血涙を呑んで、屈伏するの已むを得ざるに至り、一九〇九年三月三十一日「二州合併に對し、將來妨害せざるべし」との言質をも取らるゝに至りたり。然れども塞國の眞意は、飽まで塊國を妨害し、一種の破壊的手段に訴ふるも、猶且大塞耳維主義を敢行せんとするに在りたり。

塊國の南下政策に對し、塞國は其の位置に於て既に第一の障礙たり。加ふるに大塞主義を持し、塊國の政策に積極的妨害を加へん

(六)
とするに依り、奥匈國をして甚しく危険を感じしむるに至れり。何となれば大塞主義の達成せらるゝ曉には、奥匈國は南境に於て一大強國と接壤するととなり、南部に於けるスラヴ民族の蹶起を促がし、且大塞國の侵略就中ボ、へ二州を包含するダルマシア沿岸地方の蠶食せらるゝを恐れられたればなり。是に於て奥匈國は國家自衛の爲め、又南方経略の爲め、斷乎として塞國を壓迫し、其の野心を打破するの方針を取るに至りたり。

二 塞耳維の西方發展

塞國はバル幹半島の北部に在つて、ダニユーブ河を隔て、奥匈國の南境に接する貌たる小邦なりと雖も、國民の大部は露西亞と同種のスラヴ民族に屬し、又之と同宗の希臘正教を奉じ、屢々隣邦と戦つ

て勝ち、勇敢にして進取の氣鬱勃たり。此の國は十四世紀の頃、堂堂たる帝國なりしが、十九世紀に至るまで土耳其の治下に在つて壓迫を受け、一八三〇年に至りて獨立の體面を得たり。
然れども其の國土は、奥匈國及びバル幹諸邦に依りて包繞せられ、海岸に通ずる門戸を有せず。是を以て同種族に屬する、ボスニヤ及びヘルツェゴヴィナを併せ、黒山國と合して領土を擴大し、アドリヤチック海に溢出し、大塞耳維を建設し、バル幹半島の盟主となり、往古の帝國を復活せんとの大望を包藏せり。此の希望は、露國のスラヴ民族政策として、又軍事上及び經濟上の要求として、露國の歡迎する所となりたり。蓋し露國は、バル幹諸邦が、ダルダネルス海峡背後の保護者なりと信ずればなり。

ボ、へ二州は、土耳其の惡政を忌むも、奥匈の治政を喜ぶものに

あらず。心中常に塞國との併合を欲して止まず。時に不平の動亂ある毎に、奥匈の壓迫を受けたるに依り、益々奥匈に對する塞國の憎悪心を大ならしめつゝ在りたる時、一九〇八年奥匈國のボ、ヘニ州合併の事あり。己が主張の貫徹せざるを見、一種の破壊主義に依りても、奥匈國の政策を妨害せんと決心せり。

一九一二年十月に起りたる、バル幹第一次戦争に於て、塞國はアルバニヤへも進軍して、西方の海岸線を獲得せんとしたり。蓋し是れ塞國の該戦争に参加したる主なる目的の一なりき。何となれば、アドリヤチック海に出るには、ボ、ヘニ州よりも遙に優良なる實利を有すればなり。塞軍のマセドニアの要地ユスキュプを占領し、更に西進せんとするに及び、奥匈國は強硬なる抗議を提出し、アルバニヤは獨立の一國なりと主張したり。塞國は露國を後援として西進し、

奥匈國は獨逸に信賴して主張し、奥塞の關係は緊張し、露奥も亦反目し、形勢頗る危機に瀕せしが、倫敦に於ける大使會議は十二月二十日アルバニヤを以て、獨立の君主國とするに決定し、茲に奥匈國の主張は勝を制し、露塞の要求は之を撤回せり。

一九一三年六月のバル幹第二次戦争に於て、開戦前に於ける「戦争起らば羅馬尼亞は、塞、希兩國と共に、勃牙利に對して戦はん」との露國の宣言ありたるに拘らず、勃國の起ちたるは、奥匈が背後にありて、勃國をして塞國を抑壓するの策を採りたるものと塞人は思惟したり。然るに勃軍全敗の後、羅都ブカレストに於ける八月十日の平和條約に於て、露奥兩國の修正權を留保して勃國を掩護し、其の勢力を激減せしめざらんと圖りたるは、露國にては勃國をして羅國を抑へしめんとしたるに在るも、奥匈國の意志は、勃國に勢力

(100) を與へて、塞國を壓せしめんとするにありたりと、塞國人は判斷して、
埃匈國を恨みたり。

一九一四年秋アルバニヤの動亂に於て、塞黒國境の侵さるゝや、
塞國は二師團を動員して、十月十日アルバニヤの要地を占領せり。
埃匈國政府は復た之に抗議を挿み、民論も亦沸騰したりしが、十月
十九日最後通牒を送りて、一週間に撤退を要求するに及び、塞國
は之に屈從したり。

右の如く塞國は其の西進即ち大塞耳維主義の實行に當り、事々物
物埃匈國の障害を受け、又た埃匈國の南下政策の實行は、一として
塞國の妨害を受けざるものなし。即ち埃匈國の南進と塞國の西進と
は、進路互に相交叉し、相衝突し、埃匈國は開戦を賭するも、政策
を敢行するの決意を有し、塞國は破壊的行爲に訴ふるも、發展を決

行せんとせり。情勢既に斯の如し、衝突せざらんと欲するも豈得べ
けんや。

三 埃匈國皇儲暗殺と埃塞兩國の國交斷絶

埃匈國皇太子フランツ・フェルディナンド大公は、一九一四年六月下旬、
ボスニヤ及びヘルツェゴヴィナの野に於て、大演習の統裁を終り、ボス
ニアの首府セラエヴァに入るや、大公の自動車に爆裂弾を投ずる者あ
りしが、大公は無事なりしも、隨從せし武官負傷せり。聽がて負傷
武官を病院に訪はんとするの途次、大公は同車せる王妃と共に、第
二の刺客の拳銃弾に斃れたり。

此の報の維納に傳はるや、朝野爲に震駭し、群集の示威運動起り、
塞國公使館亦威嚇せらる。埃國新聞紙は激昂の餘、塞國に對し罵詈

讒謗を極め、初め謹慎なりし塞國新聞紙も亦之に激せられ、漸次論調を變じ、互に論争駁撃するに至れり。

奥匈國は、次章の奥匈軍の部に於て、略述せんとする如く、極めて錯雜せる政治組織を有するに依り。元首の人物及び手腕が、統治上に直接且甚大なる影響を與ふるは、他の君主國と大に趣を異にす。奥匈兩國に跨る軋轢は、共同の内閣と共同の議會とを以て、融和すること能はず、皇帝の個人的聲望に依りて、政務の解決を見ること其の例に乏しからず。當時の皇帝フランツ・ヨーゼフは、太子の遭難當年八十五歳の高齢に達し、先年の大患以來、稀有の健康も頓に衰弱し、政務は人事及び内政を除き、舉げて太子の裁定に委したり。太子は當年五十二歳、皇帝の甥なり。志操堅確にして英資に富み、手腕亦凡ならず。嘗て卑族結婚を敢行したる時、物議を惹きしことあ

りしも、近時人望を收攬し、政界の勢力を占め、獨帝カイゼルの如きも進んで之に接近し、軍事外交の畫策施設の衝に當り、奥匈國將來の希望を一身に集めたり。されば殆ど事實上の皇帝たる大公の變死は、奥匈國なる特殊の邦國に對し與へたる政治上の打撃は鮮少に非ざるなり。加之皇位繼承の問題にも、亦大なる影響を及ぼしたり。夫れ太子は奥匈國に重きを爲すと共に、塞國には強き敵ならざる可らず。乃ち奥匈國を怨む者は、太子を惡むの因を爲し、此の凶變に遭遇するに至りたり。

奥匈國は、皇儲の暗殺が、塞國官憲の計畫に因るの證據を捕へ、奥匈國領土の一部を離反せしむる陰謀なるを詰り、塞國に對する談判、峻嚴を極めたり。七月二十三日午後六時、塞國に與へたる最後の通牒中重なる事項の要旨左の如し。

(一四)

- 一、塞國政府は、埃匈國に對する總ての煽動的行爲を非難すること及び之を鎮壓すべきことを官報を以て言明し、文武官及び國民に訓戒を與ふること。
 - 二、埃匈國に對する煽動を目的とする諸協會を閉鎖せしめ、且新に組織せしめざること。
 - 三、塞國の現行學校課程中より、埃匈國に對する煽動的事項を、直に除去すること。
 - 四、埃匈國の通牒する文武官を免職すること。
 - 五、暗殺事件の裁判には、埃匈國檢察官を參加せしむること。
- 最後通牒に對する回答に、四十八時間の猶豫を與へ、且つ宣言して曰く、埃匈國政府は、本事件に關し、何國の仲裁をも之を容れずと。

之に對し、塞國は七月廿五日午後三時回答を發し、其の獨立を危うし、又は政府の體面を損ずる主要條件は、之を拒絶したり。埃匈國は塞國の回答を發表し、其の誠意なきを詰り、七月二十六日八軍團の動員を命じ、七月二十八日塞國に對して宣戰を布告したり。

四 露國の態度と開戰

嘗てビスマルクの豫想したる、露佛同盟は、諸種の事情に因り、速に成立せざりしが、一八九三年に至りて之が締結を見たり。此の同盟は、「獨埃伊三國同盟中の一國が動員するや否や、露佛兩國は、直ちに全軍の動員を行ふ」と云ふ條文に基礎を置くものとす。

英國とは近時接近し、一九〇七年協商成立し、永く中央亞細亞一帶の境域に磅礴せし暗雲は、颯然として一掃せられたり。而して又

(一五)

日本とも協商を重ねて親善の關係を保持したり。
 露國の奥國に對する反感は、一八七八年柏林會議以後にして、第十九世紀の前半に於ては、親善の關係に在りたる歴史あり。同世紀の後半より、奥國の南方經路に着手するに及び、之と利害の衝突を生み、露國は奥國の南下を阻止せんが爲め、巴爾幹の斯拉ヴ民族を統一せんとせり。而して近時奥塞問題の頻發する毎に、輒もすれば衝突せんとしたること一再ならざりき。
 然れども露國は、對手の當事者たる奥國よりも、寧ろ其の背後に隠れたる獨逸を、奸惡なりとし、之を惡むこと更に甚しとす。一八七八年の柏林會議然り。一九〇八九年のボ、ヘ二州の事件亦然り。猶獨逸の近東に於ける活躍と獨土の關係とは、露國をして不安の念を深からしめ、少くとも獨逸の勢力を抑壓するの必要を感じしめた

り。
 一九一四年七月奥塞の危機切迫するを見るや、二十四日夜御前會議を開き、其の結果奥國に向ひ、塞國に與へたる最後通牒に對する、回答時間の延期を要求せり。而して奥國より拒絶せらるゝに及んで、露國は、奥國にして若し武力に訴へて、塞國に臨むが如きことあらば、之を傍觀するを得ずと宣言し、其の決心の鞏固なるを中外に示し、且七月二十五日、奥國境に面する十四軍團に、動員準備を命じたり。
 奥國の塞國に宣戰したる翌七月二十九日、露帝は獨帝に親書を送り。奥國を控制して歐洲の大戦を防止せんことを請ひたり。獨帝は之に應じ、奥國帝に對し外交手段を執りつゝ在りしが、露國は七月三十日公然其の十四軍團に向つて動員を下令せり。是れ獨逸の秘密

(一八)
動員の進捗せるを覺知したるに因る乎。而して露國は、獨逸にして動員せば全露軍を動員すべしと宣言せり。而かも露國は七月三十一日朝遂に全軍の動員を令したり。獨逸も亦翌八月一日全軍の動員を令し露國に對して宣戦し、露國も亦同日、獨逸に對して宣戦を布告したり。獨逸は露國に對し八月六日宣戦せしが、露國は之に對し八日宣戦せり。

五 獨逸の態度と開戦

是より先、獨逸は戦局の制限を提議しつつ、在りしが、偶々英國は、獨逸に對し、倫敦に大使會議を開催せんと提唱せしも、獨逸は之を拒絶し、一面に於ては、露國の七月三十日の動員に依り、斷乎として獨逸に對抗するの威容を示すや、獨逸は起つて七月三十一日

最後通牒を露國に送り、十二時間以内に其の動員を中止すべきを要求し、若し聽かずんば、己れも亦大兵を擁して、露國に當るの決心を示し、同時に佛國に向つては、獨逸開戦の場合に於ける佛國の態度を、十八時間以内に回答すべく要求したり。而して遂に露國と互に宣戦するに至れり。

之を要するに、獨逸が、獨逸事件は當該二國のみにて、解決せしめんとするの希望を有したり。是れ露國の忍ぶ能はざる所なるは言を俟たず。されば獨逸にして戦争を回避するの念慮あらんには、獨逸を制して最後通牒の要求を、輕減せしめざる可らず。是れ戦を避ける唯一の手段なりき。獨逸は獨逸の援助なく、獨立して行動し得べき國家に非ず。故に獨逸は裏面に於ては、露國を挑發せりと批判を免る、能はざるなり。

六 佛國の態度と參戰

佛國は、久しく英國と嫉視反目せしが、一面獨逸の壓迫あり、少
害を忍んで大利を收むるの方針を取り、價值尠き小問題は、努めて
讓歩の態度を以て、英國に蒞みたり。英國も亦近時に於ける獨逸の
勃興は、自己の利益を害すること多きに想到し、茲に兩國相融和し、
終に一九〇四年英佛協商成り、埃及と摩洛哥、ニューファンドランド
と西部アフリカ、暹羅マダガスカル及びニューヘブリデス島に於ける、
利益の交換を行ひ、爭議の源泉を根絶したり。

佛國が普佛戰爭の怨を抱き、臥薪嘗膽復興の念盛なるが如く傳ふ
るもの尠からずと雖も、是れ近年に於ける獨逸の壓迫乃至現戰爭に
於ける敵愾心に依り、間歇的若くは發作的の現象を誤判したるもの

と吾人は信ず。四十有五年に互る佛人の施設と徑路とを辿らば、自
ら判明する所あるべし。唯佛國は獨逸の勃興と壓迫とに堪へ難く、
之を憎惡し之を反目すと云ふに過ぎず。されば今次の戰爭に於ても、
此の機會を捕へて會稽の辱を雪がんとしたりと觀るよりも、露國を
見殺しとせば、自衛上危殆に陥るべきに依り、直に同盟の義務を履
みて、戰爭に参加したるものと認むるを至當とすべし。而して佛國
は八月一日全軍に動員を令し、八月四日獨逸の宣戰ありたる後、翌
五日獨逸と交戰状態に在ることを布告し、交渉頭末を發表せり。奧
匈國に對しては八月十二日宣戰を公布したり。

七 英國の態度と參戰

英國は古來、露國と各方面に於て利害衝突したるも、近時英露協

商を結びて相和親し、不和の歴史を有したる佛國とも、頻りに相接近して、英佛協商を爲し、特に摩路哥問題に於て、大に佛國を聲援して獨逸の壓迫を卻け、就中一九一一年夏に於ては、武力を以て猶且佛國を援助せんとの氣勢を示し、獨逸をして起つ能はざらしめたり。要するに英國は、他列國と親んで獨逸の勢力を排撃せんとするに在り。蓋し獨逸の急激なる勃興と、獨逸皇帝の傍若無人なる行動とは、輒今英國をして不安の念慮を抱かしめ、特に獨逸の世界通商の飛躍と、其の海軍の發展とに依り、兩雄併び立たざるの例ひに漏れず、反目敵視の趨勢を馴致したるなり。

然れども今次の戰爭に於て、英國は決して好んで戦ひたるものには非るは明なり。即ち埃匈國の對塞最後通牒の公表せらるゝや、七月二十四日直ちに佛獨伊の三國政府を懲應して、大使會議を倫敦に開

き、埃匈國對露塞の間に、斡旋盡力すべきを提唱し、獨逸の爲に拒絶せられたるに拘らず、誠意を以て時局を圓滿に解決せんとし、七月二十七日在外獨逸大使の、埃塞事件の範圍限定並に萬一の場合に於ける戦局制限に關する希望に對しても、英國は先づ之に賛成の意を表したり。

斯の如くして英國は、平和を熱望したりと雖も亦事件爆發の場合に於ける、自己の態度に就ては牢乎として、陰かに決心せるものありたり。蓋し獨佛開戦の場合に於て、佛國の危機を傍觀するは、自國の存在を危殆ならしむるものと信じたればなり。

是に於て八月三日五千萬磅の軍事費を議會に要求し、濠洲及び加奈陀も亦本國と共に、進んで時難に當らんことを決議せり。而して英國は、白國の中立侵害せらるゝか、又は佛國沿岸の獨逸海軍より

砲撃せらるゝかの場合に於ては、断然起つて獨逸を膺懲すべき決意を三日宣言したり。而かも獨軍は三日夜白耳義に侵入したるに依り、獨英の國交は茲に断絶し、八月四日全軍の動員を令したり。英國に於ては、労働黨議員ジョン・バーン氏、商務院總裁の職を辭し、次いで樞密院議長モーレー氏の辭職ありたるの外、國民は一般に敵愾心旺盛にして、下院にては戰爭熱昂進し、諸新聞紙は外相信任の意を表明したり。

八 白國の態度と交戦

白耳義が、和蘭の羈絆を脱して獨立を宣言したるは、一八三〇年の十月なり。此の獨立運動に於て白國は、英佛兩國に負ふ所甚だ大なるものありたり。當時普墺露の三國は、保守的意見を持して、白

國人の企望を抑壓せんとしたり。獨立の後和蘭兵の侵入に對し、實力を以て援助したるも佛軍なり。されば白國人は佛民族に屬するワロンなると、ゼルマン族に屬するフラマンなるを問はず、親佛的感情は今猶甚だ敦きものあり。

然れども白國は佛と連合して、獨逸に當るが如き意思のあるべき筈なし。是れ白國の國情と軍狀とを知るものゝ、齊しく首肯せらるる所なるべし。唯白國の要塞が獨境にのみ偏し在るを以て、佛國と連合して獨逸に對抗するものと判断するは、獨逸人か又は獨逸人の論說に徴ぶれたる人に過ぎざるべし。公平に謂はゞ、白國は危險多き方面に、防備を嚴にしたるまでにて白國人の眞意は寧ろ各方面共、軍備を撤廢し得べき時期の到來を希望したるべし。

獨逸は八月二日、白國に最後通牒を送り、

(二六)

佛軍は儘にジヴェー及びナミエールを経て、ムーズ河谷に進入する企圖を有すること。而かも恐らく白國は之を防止し得べからざることを。獨軍は先制の手段を取る爲め白國の領土を侵さるゝを得ざることを。以上の條件に於て獨逸は白國と親密なること。平和の後白國及び其の領土の保全を保障すること。白國若し獨軍の前進を妨害せば、白國を敵とし、兩國の關係を旗鼓の間に決すること。等

を通告したり。

之に對する白國回答の要旨は、白耳義は公平無私、中立の義務を尊重す、獨逸に承認を與へ、國民の名譽を犠牲に供する能はず、又中立の義務を犠牲に供せざれば獨立する能はずとも思はれず、依て中立を犯す者は何國と雖も敵として之を撃退すべしと謂ふに在りたり。

(二七)

獨軍豫定の、リエージュ要塞攻圍部隊は、八月三日夜國境を踰えて白國に侵入し、獨逸は翌四日白國に宣戦し、白國は全軍を擧げて、獨軍を防止するに決したり。

第二章 交戰諸國軍

一 獨逸國軍

現戰爭に於て、僅に埃匈國を一肢の補助として起ち、背腹に列強の大軍を控へ、且たに西に戦ひ夕べに東に争ひ、孤立健闘屈せず撓まず、右は白國を占領して英佛軍を佛白の野に苦しめ、指呼の間に島帝國を睨み、左は露軍を壓して之を深林沼澤の彼方に驅逐し、而かも己が領土は彈丸黒子の小と雖も、敵に一指を染めしめず。今や將に南方に活躍して歐亞の關鍵を扼するを努む。終局の勝利は彼此何れに歸するか、戰爭を起したる彼の政略の當れるか否かは別問題とし、其の今日に至れる結果を收めたる、獨逸國軍の能力や至大なりと謂ふべし。先づ諸般の研究に先ち、國軍の概況を述ぶるを肝要とすべし。

りと謂ふべし。先づ諸般の研究に先ち、國軍の概況を述ぶるを肝要とすべし。

(1) 陸軍組織の概要

獨逸帝國陸軍は、常備軍、後備軍及び國民軍より成る。

常備軍は、平時壯丁を徵集して、一定期間教育を施したる後、歸郷して各自の業務に従はしめ、一朝有事に際會するの日、之を召集して現役に合し、戦時編制の部隊を作り、主として野戦部隊として、戦線に使用せらるゝものとす。

後備軍は、主として戦時に方り、後備兵役に在る者を以て編成し、要塞及び守備隊に使用せられ、且要すれば野戦部隊の援助に用ひらるゝものとす。

國民軍は、國民兵役に在る者を以て組織し、戦時常備軍及び後備

軍の不足を補ふを以て其の任とす。

一八七一年四月十六日の帝國憲法は、各聯邦に對し完全且齊一に實施せらるゝものに非ず。蓋し聯邦の盟主たる普魯西は、是より先既に若干の邦國と、條約若くは軍事協約を締結したればなり。されば是等諸邦は、獨逸聯邦中に於て、今日自ら特殊の地位に在り。而して其の主なるものを三とす。巴威里、索遜及びウエルテンベルグ國是なり。

巴威里は、一八七〇年十一月二十三日普國と條約を締結せり。之に依れば巴威里軍隊は、獨逸軍の列に在つて自治の制を採り、軍事行政及び編制の事、悉く巴威里國王の管轄に屬し、戦時に在つては動員の初期に於て、獨逸皇帝の令下に入る。而して全部若くは一部の動員は、獨逸皇帝の請求に依り、巴威里國王之を令す。巴威里國

軍隊は編制教育諸給與及動員等に關しては、獨逸帝國現行の規定を遵用すべく、獨逸皇帝は是等各般の事項に就き、軍隊を檢閲するの權利と義務とを有し、其の結果を國王に通告す。巴威里は其の軍隊及び附屬建設物を維持する爲め、兵力に比例して一定の軍事費を支給せらる。其の額は帝國豫算と一括して之を計上し、其の使用は巴威里國の特別豫算として之に一任せらるべし。之を要するに巴威里國軍は平時に於ては、帝國議會の協賛を経たる軍事費を以て團隊を養ひ、陸軍省を有し、參謀本部を設け、陸軍諸學校を起し、將校は巴威里國王之を任命し、其團隊は特種の番號を有し、絶對的自治の制に浴すると共に、帝國現行規定を實施し、獨逸皇帝に檢閲權を附與し、戦時に於ては舉げて其の軍隊を、獨逸皇帝の使用に屬せしむるものとす。

索遜國は一八六七年二月七日普國と條約を締結せり。之に依れば索遜國軍隊は、編制及び教育を普國軍隊に準ずると雖も、軍事行政は之を索遜陸軍省に委し、所要の軍費は帝國議會に於て、之を決して配當すべく、軍費に剩餘あらば、帝國々庫に之を返納す。其他索遜國は普國の陸軍諸學校を利用し得べく、比例を以て參謀本部に要員を派す。國王は將校を任命すと雖も將官の任命は獨逸皇帝の允諾を得るを要し、又軍團長は索遜國王の推薦に依り、獨逸皇帝之を任命す。之を要するに索遜國も亦一種の團隊自治權を有す。然れども巴威里國に比し、制限を受くること大なりとす。

ウウルテンブルグ國は一八七〇年十一月二十一日及び二十五日に於て、普國と條約を締結せり。其の大意は索遜國と普國との條約に同じと雖も、ウウルテンブルグ國王は軍團長の任命に非れば、獨逸皇帝

の允諾を承くるを要せず。又所定の軍事費に剩餘を生ずるも、帝國國庫に返納せずして、軍事に支出するの條件の下に、ウウルテンブルグ國の使用に一任するを異りとす。

爾餘聯邦の軍事は、全然普國之を管掌す。然れども壯丁の軍隊配布に就ては、多少制限の存するものあり。

以上は獨逸帝國內に於ける、軍事上特別の情態に關する要領なり。獨逸帝國の陸軍は、右の如く普、巴、索、ウの四國に分屬管轄せらるると雖も、皇帝の令下に在つて統一せられ、巴威里國を除き、諸團隊は一連の番號を有す。平時に在つては皇帝と聯邦國王との權力上の調和を顧慮し、多少の制限を設くと雖も、戦時に在つては獨逸皇帝は、全軍の完全なる統率者なり。

獨逸皇帝は諸般の軍務を統一整備せんが爲め、左の中央機關を直

屬す。

(三四)

皇帝の軍事官房

普國陸軍省

普國參謀本部

各兵總監及び各兵監

皇帝の軍事官房に於ては、軍務及び人事を掌る。

陸軍省は獨逸に四個あり。その中普國陸軍省は普國及小聯邦の軍政を掌り、皇帝の直接軍政機關なりと雖も、巴威里、索遜及ウユルテンベルグの三陸軍省は、孰れも其の國の自治軍制機關たるに過ぎず。參謀本部は普國及巴威里に各一個ありて、索遜及びウユルテンベルグに各一個の參謀局あり。普國の參謀本部は獨逸皇帝の直屬機關にして、又獨逸全軍の參謀本部たり。古來多大の効績を積み現今最大

の重鎮たり。其掌る所は主として國防及用兵に在りて、平時に於て執掌する事務は全く戰時に於ける潛勢的準備事業に外ならずと雖も、軍部の通弊とする器局狭小の域を離れ、其の立案及び計畫の雄大にして廣く政治及び經濟上の肯綮に膺るもの多きに至つては、列強參謀本部中一頭地を抜くものとす。現に今次の戰爭に於ても、諸般の準備と施設とが頗る廣義の協同意思に基くものありて、爲政家並に實業家をして驚歎畏敬せしめたりと云ふ。彼の感情に驅られて互に相排擠し又は權勢に阿諛して朋黨を作り、或は一局一省互に相反目するが如き者の、須らく學ばざる可らざることたるべし。而して參謀本部の外形的活動は動員と共に爆發し、軍隊の輸送となり集中となり、次に機動と運用とに移り、皇帝の顧問となりて國運を左右するの衝に當るなり。

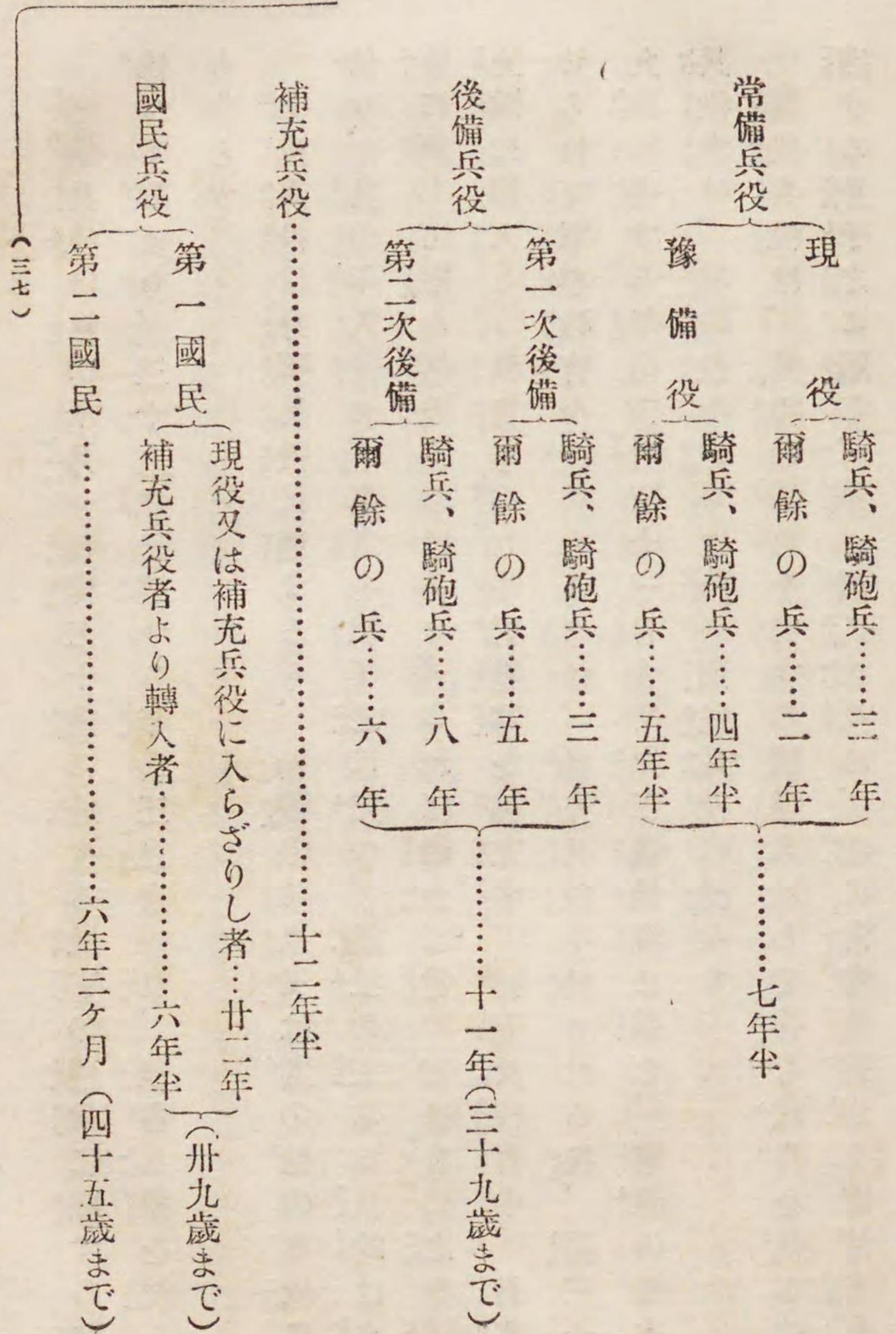
(三五)

(三六)

各兵總監及各兵監は、騎砲工兵及び交通兵等の特科兵並に學校教育の進歩を圖るを以て主なる任とす。
 之を要するに、獨逸皇帝の軍事的抱負を發揮する主要機關は、普國陸軍省及び參謀本部なりとす。

(四) 兵役

獨逸國民にして滿十七歳より滿四十五歳までの男子は、總て兵役に服するの義務を有す。兵役を大別して軍隊役務及び國民兵役とす。甲は滿二十歳より滿三十九歳に達する年の三月卅一日まで、乙は滿十七歳より滿四十五歳に至る間、軍隊役務を除きたる間の服役とす。更に兵役を小別すれば常備兵役、後備兵役、補充兵役及び國民兵役とす。其の區分及び服役年を一覽表に調製せば左の如し。



(三七)

(三八)

常備兵役は年の十月一日満二十歳に達する壯丁の現役に服するに由つて始まり、三十九歳に達する年の三月卅一日、後備兵役を終るものとす。

補充兵役は身體兵役に適するも、抽籤の結果又は其の他の事故に依り、其の年入營せざる者を以て之に充つ。該役の主なる目的は必要に應じて軍を補充するにあり。されば動員に當つては直に之を補充隊に編入し、教育を施して野戦軍を補充す。補充兵役者中、召集せられて軍事教育を受けたる者は、補充兵役を終りたる後、満三十九歳に達する年の三月三十一日まで第二後備役に服し、爾餘の補充兵役者は、其の役を終らば第一國民兵役に轉入す。

國民兵役は、兵役の義務を有する獨逸人にして苟も武器を執るに適する男子之に服し、第一國民兵役は、現に常備後備若くは補充兵

役に服しあらざる満十七歳以上三十九歳以下の者、並に軍事教育を受けざる補充兵役者の其の役を終りたる者之に服し、第二國民兵役は、満三十九歳に達したる者は、兵役の出所如何に拘らず、其の年の三月三十一日より之に服し、満四十五歳に達する年の七月一日に於て、義務の全部を完了するものとす。

(ハ) 開戦前に於ける軍備の情態

奉天の會戦に於て日本軍の大勝を傳ふるに當り、獨逸皇帝は忽然モロコシ問題を提げて起ち、佛國は將に其の利權を侵害されんとしたるも、一九〇六年のアルヂジラスの會議に於て、獨逸は英佛露伊米の諸國の反對に遭遇して志を得ず。爾後大に軍備の擴張を圖りたり。第一次五年計畫の擴張は約七千人の増加にして、一九一一年に終了せんとしたる時、更に同年春第二次五年計畫の擴張を繼續し、一九

(三九)

一五年までに約一萬千人の兵力を増加することゝなれり。總がて摩路哥問題の再燃を見、一九一一年夏獨佛の危機は切迫し、將に武力に訴へんとするに至るや、英國の決然佛國を援助せんとするに及び、獨逸は起つ能はずして問題は事無く落着せり。然れども佛國の樂夢漸く覺醒の境に傾き、軍制改正の議論囂しきに至り、獨逸は一九一二年更に約三萬人の増加を決定せり。是に於て獨佛兩國の軍備擴張の競争となり、彼此互に増兵を行ひしが、終に獨逸は一九一三年の大擴張を執行するに至りたり。

議會を通過したる一九一三年の獨逸軍備案は、一九一五年までに平時の定員將校四千人下士一萬五千人兵卒十一萬七千人馬四二萬七千頭を新に増加するにあり。此の結果は軍事上殊に今次の戦争に於て、獨軍に至大の能力を附與したり。先づ將校の増加に依り、後に

述べんとする豫備兵團の幹部を得、延いて動員下令の一刹那に於ける將校轉移の煩を避け、且つ兵卒との親和を保持し得たるのみならず、戰時新に編成すべき兵團の本部を準備し其の完成を早からしめたり。又下士以下の増加は、平時定員と戰時定員との差異を減少せしめ、從つて動員を迅速ならしめたり。特に佛國境に接したる八個軍團の如きは平時殆ど戰時定員に近き人員を得、動員下令後二十四時間内に行動し得るの情況に在りたりと云ふ。要するに今次の戦争に於て獨逸軍の動員及び集中の神速なりしは、豊富なる鐵道の利用に負ふ所大なりと雖も、亦軍の編制の良好なること殊に一九一三年の軍備案の通過に因る所鮮少に非るなり。

其の他獨軍は佛國飛行界の急劇なる進歩の情勢に鑑み、飛行隊の大擴張を圖り、之に七千九百萬麻克の巨費を投じたり。

(四二)

(二) 平時の團隊と其の兵力
 獨逸帝國の平時團隊は二十五軍團即ち五十師團にして、軍團は普魯西軍十九軍團、巴威里軍三軍團、索遜軍二軍團及びウウルテンベルグ軍一軍團より成る。近衛及び巴威里軍團を除き、他は第一より第二十一に至る一連の番號を有す。第十二及び第十九軍團は索遜の第一及び第二軍團にして、第十三軍團はウウルテンベルグ軍團とす。巴威里軍は巴威里第一第二第三軍團と稱す。

一九一三年に於ける軍備案通過以來、獨逸軍の平時團隊は次の如し。

歩 兵	六六九大隊	工 兵	四四大隊
騎 兵	五五〇中隊	交通兵	三一大隊
野戰砲兵	六三三中隊	輜重兵	二六大隊
徒歩砲兵	五五中隊		

軍備擴張終了時に於ける將校下士卒の總數及び其の百分比例は次の如し。

人 員	三二、九三三・一〇九、九二四・六七八、一七六・八二〇、〇三三・	將 校	下 士	兵 卒	總 數
百分比	三・八九	一三・四一	八二・七〇	一〇〇・	

されば一九一五年に於ける獨逸の常備軍は八十二萬に達する豫定なりしなり。

(ホ) 國境要塞

ケーニヒスベルグ要塞、遠く東北方に突出せる東普魯西の防禦の中心にして、新式堡壘を以て圍繞せらるゝ大要塞なり。此の要塞設置の目的は、成るべく少數の野戰軍を以て、東普を防禦せしむるにあり。該要塞は戰略上大なる價值を有す。

(四三)

ポイエン堡壘、沼澤地を横ぎり、リークよりケーニヒスベルグに通ずる鐵道及び大街道を閉塞する止阻堡なり。露國は之れに依り、ケーニヒスベルグ要塞に對する、攻城材料の運搬に困難を感ずべし。

トルン要塞、國境に近くウキスチユラ河邊に儼立し、河口にあるダンチツヒ要塞と共に、該大河の防禦線の兩翼を形成し、河川に沿ふ中間諸要塞と相待つて、西普一帶の防護に任ず。又波蘭平地に對し攻勢作戰の據點たるべき機能を有する新式大要塞とす。伯林より東普に通ずる鐵道と、ウキスチユラ河に沿うて走る鐵道との交叉せる要點に在り。

グラウデンツ要塞及びマリエンブルグ要塞、トルン及びダンチツヒ兩要塞間に在るウキスチユラ河の橋頭要塞にして、兩翼の要塞と相待つ

て、同河の防禦を完つす。

ボーゼン要塞、トルン要塞の西南百四十吉米に位置する、ワルタ河上の新式要塞なり。其の目的は敵軍のワルタ河の渡過を妨害するに在り。

グラガウ要塞、ボーゼンの南方約百二十吉米、オーデル河の中流に沿うて位置し、圍郭のみを有する舊式要塞なるも、若干の抵抗を爲し得べし。

プレスラウ要塞、獨逸東方國境の最右翼の要塞にして、突撃に對して絶對には安全ならざるも、多くの堡壘と通信網とを有するに依り、有力なる一要塞たるを失はず。其の東南二百四十吉米の地に、奥國のクラカウ要塞ありて、シレジャ州の東南部に侵入せんとする敵に對し、側面陣地を形成す。

(四六)

メッツ要塞及びデーデンホーフェン要塞、メッツ要塞はデーデンホーフェン要塞と相待つて、モーゼル河中流獨佛國境線の北部を閉塞するものにして、獨逸の最も力を用ゐて構築したる一大要塞なり。佛軍にしてメインツを目標として前進せんには、先づ之を攻圍するか陥落するかを要する重要な位置にありて能く獨逸軍の集軍を掩護し、且攻勢作戰に於ける有力なる據點たり。

ウーゼル要塞、キョルン要塞及びコブレンツ要塞、佛軍の白耳義方面より侵入するに對し、ライン河の各渡河點に構築したる三大要塞にして、同河の大障碍と共に河川の通過頗る困難なるべし。

メインツ要塞、ストラスブル要塞及びノイブライザッハ堡壘、瑞西國境に至るまで、佛軍のライン河の通過を閉塞す。ストラスブルの要塞は難攻不落の堅塞と稱せらる。

(へ) 主なる兵器

小銃は、一八九八年式モーゼル五連發銃にして、口径七密米九、最大照尺二千米、速率八百六十米とす。

野砲は、一八九六年式七珊七の鋼砲にして、最大射程五千米、一分時間の發射速度は二十發とし、一中隊は砲六門より成る。

軍團の重砲兵及び攻城砲兵の使用する重砲は、十五珊米野戰榴彈砲、二十一珊米白砲、十珊米加農砲及び十五珊米加農砲とす。

十五珊米野戰榴彈砲の砲身は、砲架上にありて防楯を有せず。鋼製の爆裂彈を用ゐ、其の重量は三十九吉瓦半にして、七吉瓦三の爆裂彈を藏す。

二十一珊米白砲は、砲床上に於て發射することを得るのみにして、鋼製の長き爆裂彈を發射す。彈量は百二十吉瓦とす。

(四七)

(四八)

十珊米加農砲は十珊米の口径を有する、長大なる速射砲にして、砲架上のみに於て後座す。砲弾は榴霰弾及び爆裂弾の二種にして、弾量孰れも十八吉瓦とす。甲は十一瓦の彈子六百八十個を、又乙は爆藥を填實す。

十五珊米加農砲は、四十一吉瓦の榴霰弾及び同重量の爆裂弾を發射す。

右の外、今次の戰爭に於て、二十珊米二十八珊米及び四十二珊米の榴彈砲を使用せりと報す。前二者は孰れもベトン製の砲床を要せずして射撃するを得。二十珊米榴彈砲は野戰にも使用せり。四十二珊米砲は、過大にして特別の場合の外、使用頗る困難なりと云ふ。

(ト) 開戰當時の野戰團隊と其の兵力
戰時に於ける國軍の區分は、常備軍後備軍及び國民軍とす。而し

(四九)

て開戰當時に於ける野戰團隊は、現役兵團たる二十五軍團即ち五十師團、騎兵十一師團及び豫備兵團たる二十五軍團即ち五十師團なり。豫備師團は、之を軍團に編成することなく、獨立の豫備師團とすることあり。

軍團は獨逸の戰略單位にして、一軍團は通常歩兵約二師團即ち二十五大隊、騎兵八中隊、砲兵二十四中隊、工兵四中隊より成り、其の純粹なる戰鬪力は、小銃手二萬五千人、刀(槍)手千二百人機關銃四十八挺、砲百四十四門とす。而して軍團の活動に要する一切の諸機關、即ち輜重及び縱列等に屬する非戰鬪員をも合すれば、一軍團の總數は、人員四萬一千人、馬匹一萬四千頭に達す。

動員の當初獨逸の編成したる野戰部隊の總數は歩兵千三百八十八大隊騎兵六百五十六中隊砲兵千七百七十一中隊工兵百五十中隊にして、

(五〇) 其の眞の戦闘力は小銃手百三十三萬八千人、刀(槍)手九萬九千六百
百人、機關銃二千五百挺、輕砲六千三百門、及び員數未詳なる數多
の重砲とす。而して全軍の活動に要する後方勤務に従事する非戦闘
員を合すれば、總計人員約二百二十七萬人、馬匹約七十萬頭に達す
べし。

(チ) 兵役法律に據る軍事教育ある獨逸の男子

自二十歳	現役豫備役、第一次後備役	十二年次分	一、七五四、〇〇〇人 (約一割五分の減耗と算す)
自三十二歳	第二次後備役	七次次分	一、五五〇、〇〇〇 (約一割八分の減耗と算す)
自三十九歳	第二國民兵役	六年次分	一、二二〇、〇〇〇 (約二割二分の減耗と算す)
自四十五歳			
合計			五、五二四、〇〇〇

即ち法律に定めたる兵役に服すべき義務を有し、且完全なる軍事

教育を受けたる二十歳乃至四十五歳の男子は約五百五十二萬四千人
あるべし。

(リ) 開戦後初めて軍事教育を受け出征し得べき

獨逸の男子

獨逸の人口は饒多なるに依り、此種の男子數は甚だ多く、到底佛
國の夫と同日の論にあらず。開戦前に於ける最近の統計に依れば獨
逸帝國の男子總數は三千二百萬強にして、其内千九百萬弱は十七歳
以上七十歳以下の男子にして絶對必要の前には悉く兵役に服するを
得可しと雖も、五十歳以上の老兵は殆ど軍務に堪ふる能はざるべし。
而して十七歳以上五十歳以下の男子は千四百萬強なるも、茲には獨
逸の認めたる軍務に堪ふべき年齢、即ち廿歳と廿二歳の間より四十
五歳に至る男子に就てのみ研究すべし。

(五二) 此の年齢の男子は約一千百萬人にして、内譯は次の如し。

二十一歳より廿五歳まで	四年次分の男子	二、二二〇、〇〇〇人
二十五歳より三十歳まで	五年次分の男子	二、五四五、〇〇〇
三十歳より三十五歳まで	五年次分の男子	二、三七〇、〇〇〇
三十五歳より四十歳まで	五年次分の男子	二、一三〇、〇〇〇
四十歳より四十五歳まで	五年次分の男子	一、七八五、〇〇〇
合計		一、〇四〇、〇〇〇

右の一千百〇四萬人は既に軍事教育を受けたる者と未だ之を受けざる者との二種を含有す。依て既に算定したる軍事教育ある者約五百五十二萬四千人を控除するときは、紙上に於ける未教育者は五百五十一萬六千人にして、既教育者と概ね伯仲の間にあり。然れども此の未教育者約五百五十萬人中、身體の全く兵役に堪へ

ざる者は、獨逸に於ける徴兵検査の實況より推測すれば少くも二百五十萬人あるべし。即ち千百萬人に對する二割強の數とすれば、殘餘の三百萬人には相當の教育を施せば、戰場に立たしめ得可きも猶一の問題あり。

獨逸は工業國なるを以て鐵工場、電氣工場、織物工場、鑛山、鐵道、兵器製造工場等に多大の職工を要すべし。勿論外國貿易杜絶の爲め平時の如き巨大の數を要せず、且つ女工を以て代用し得らるべきものも亦尠からずと雖も、大軍の生存と活動とを保持せんが爲め工場に於て一定數の男工を要するは否定す可らず。但し其數の判定は頗る困難なれども約百萬人と見て差支なかるべし。何となれば獨逸に比し工業國ならざる、否寧ろ農業國たる佛國にして、而かも獨逸の六割に相當する人口を有するに拘らず、現在七十五萬の職工は

(五四)

缺く可らざるものとせるに依り、獨逸の職工は、前記兵役不能者二百五十萬人中に在る者と、多少の重複を見込みて、百萬人と概算するは頗る内輪の計算なり。是に於て開戦以後軍事教育を施して、戰場に立たしめ得べき獨逸男子の總數は、約二百萬人なるを知るに足らん。

此の外十七歳以上二十歳以下の男子約二百萬人あるべし。然れども幼年兵の使用に就ては、曾て拿破崙一世之を試み、近世に於ては南亞戰爭の際ボア人を行ひたるも、好果を擧ぐる能はざりし實例あり。且前途に望ある軍の資源を涸竭するの危険あるに依り、獨逸は逸早に之を濫用せざるべし。

(又) 獨逸軍の戰爭繼續と兵員上の資源

此の問題を研究するに當り、既に算定したる次の數字を回想する

の必要あり。

甲、開戦の際編成したる野戰軍百師團に要する

兵員の概數……………二、二七〇、〇〇〇人

乙、軍事教育を受けたる二十一歳乃至四十五歳の獨逸男子

子の概數……………五、五二〇、〇〇〇
……………二、七五四、〇〇〇……………現役、豫備役
……………一、五五〇、〇〇〇……………第一、後備役
……………一、二二〇、〇〇〇……………第二、後備役
……………一、二二〇、〇〇〇……………國民兵役

丙、新に軍事教育を施さば使用し得べき廿一歳乃至四十五歳の獨逸男子の概數……………二、〇〇〇、〇〇〇

(五五)

右表に依り動員直前に於ける、獨逸國の兵員上の總資源は、七百五十二萬人なりしも、甲に要する二百二十七萬人は、之を現役豫備役及び第一後備役者より取りたるべし。依つて野戰團隊の編成を終

(五六)

りたる後に於ける兵員上の資源は、現役豫備役及び第一後備役の殘部四十八萬四千人と、前表中の第二後備役以下の人員との合計とす。而して此の資源中野戰團隊編成の殘部四十八萬四千人は、最良の部分にして、之に亞ぐ者は第二後備役ならんも、丙に示す未教育者二百萬人中にも佳良なる分子あり。即ち入營時に於ける要員に超過したる十二年次半の補充兵役者は是れなり。故に此の種の壯丁は、殆ど動員と同時に徵集せられ、短期の軍事教育を受く可き者なるも、此の分子を除きたる未教育者の殘部は、資源中概ね最劣等にして、第二後備役より轉入せる老いたる國民兵役者は、猶其の直上に位すべし。斯の如く資源たるべき男子に優劣の差異あるも、大體に於て内地に在る既教育者の總數約三百二十五萬人と、他日戰場に送り得べき未教育者二百萬人、即ち合計約五百二十五萬人は、動員直後に於

ける獨逸國の兵員上の資源たる男子の概數なり。

此の人員は既設團隊の損傷の補充と、新設隊の編成とに使用すべきものなることを待たず。而して補充に要する員數は、死傷者病者捕虜等の多寡、即ち戰況の如何と戰爭の長短とに依りて變化極めて大なるも、今次の如き戰爭に在りては、補充率を極めて高く豫定せざる可らず。此補充率の高大なるは、自ら新設隊の數を制限することとなり、又新設隊其の者の補充をも考察せざる可らざるのみならず、凡そ新設隊の編成の困難なるは、其の兵員にあらずして幹部にあり。兵員は一年毎に新陳するも、幹部は殆ど常職的なるに依り、年々激増する餘分の兵員に應ずる餘分の幹部を得ること至難にして、或程度に至らば幹部を得ること絶對に不可能となる。されば假令既設團隊の補充率低くとも、將又内國の壯丁豊富なりとも之を指揮す

る幹部と之を教育する教官とを求め得るの極限に於て、新設兵團即ち獨軍の兵團増加は、其の終りを告ぐべし。唯内地にある壯丁數多きに依り、既設團隊の定員を填めて、戰鬥力を維持するを得べし。獨逸の既設團隊及び新設隊に使用し得べき將校の補充は、平時に準備したる豫後備役將校と、下士より進級せしむる者と、士官學校生徒よりする者とを以てすべし。然れども此等の補充法も、戰場に於ける幹部の多大なる損傷を填め、猶且新設隊の要員に應ずるには限りあり。此の限度を如何なる標準に置くかは局外者の窺知する能はざる所なるも、新設團隊をして動員時に於ける豫定團隊數と等しからしめて、兵數を二倍に達せしむるは至難の事業たるのみならず、軍隊の素質をして著しく低下せしむるものなるを信ず。

今茲に實際獨逸軍の行ひたる吾人の知り得たる事實を擧げんに、

常備軍團中の各歩兵聯隊の十二個の中隊長(大尉)の中一、二名を豫備將校より充用し、一中隊の三個の小隊長(中少尉)の中一名のみ現役將校にして他は豫後備役將校又は現役下士を充用せり。又豫備軍團中の各歩兵聯隊の十二個の中隊長の約半數まで、豫備將校より充用し、小隊長は略々常備軍團中のものに同じ。後備聯隊に至ては、中隊に付き約一名の現役者のみ存在せしめたり。

獨逸は當初豫定の團隊を編成したる後、各歩兵聯隊の補充隊に於ける現役豫備役兵の過員を以て、二中隊を編成して之れを集成し、八月下旬二個の補充師團を作りて戦線に使用せり。又未教育の義勇兵に、二三ヶ月の軍事教育を施し、之に豫後備役を加へて六箇の豫備軍團を作り、十月之を戰場に使用せり。其後獨逸は續々諸種の兵團を新設し、一九一五年四五の交に至りては、概ね左記の團隊を

歐 洲 大 戰

有したり。
(六〇)

常備軍團	五十師團
豫備軍團	約四十二師團
新設軍團	約四十師團
補充部隊	約十師團
後備部隊	約三十師團
國民軍	約十二師團
海兵	二師團

合計 百八十六師團 (約三百八十一萬人)

されば一九一五年五月に於て、陸軍は既に百八十四師團を編成し、之に要せし人員は約三百七十五萬人なりき。是れ恰も動員直前に於ける、獨逸國兵員上の總資源七百五十二萬人の半數に該當す。而し

交 戰 諸 國 軍

(六一)

て開戰當初に編成せし野戰團隊の兵數二百二十七萬人に比すれば、百五十萬人の増加を示せり。此百五十萬人を動員直後に於ける獨逸兵員上の資源たる、五百二十五萬人より控除したる殘員三百七十五萬人より、更に一九一五年五月までの死傷者捕虜等の總數を減するを要すると共に、開戰後既に二回の徵兵入營期を見たるに依り、二年次の新兵少くも別に百萬人を得べし。而して戰場の損傷數は聯合國側の打算に依れば、莫大なるも必しも確實ならず。假令獨逸全軍の數割に當る高率なる損傷ありとするも、兵員補充上の資源には、猶綽々として餘裕あるは、前陳數字の明證する所なり。單り幹部の數に於て制限あるが如しと雖も、聯合軍の態度如何に依りては、獨逸をして非常手段を採るの機會を得せしめ、幹部に於ても亦敢て缺乏に苦まず、今後幾多の新設團隊の現はるゝかは豫知す可らず。否

(六二)
不幸にして此現象は既に實現し、又實現しつつあるに非ざるか。何をか非常手段と云ふ、曰く聯合軍の無爲無能是なり。蓋し聯合軍にして、對壘戰に膠着し、攻勢動作なきに於ては、獨軍は數多の幹部を抜き、之を必要の方面に使用し、填むるに比較的劣等なる代理者を以て、一時の用を辨じ得べきなり。

(ル) 獨軍の素質

兵卒は朴直にして鈍重なりと雖も、確實にして服従心に富み、上官の命令に依て動くを特色とす。されば評者をして獨逸軍隊は極端なる機械的團體なりと謂はしむる如く、實に規律整然にして動作正確なり。

將校は佛國將校の如く、高遠なる學理の攻究に努めずと雖も、其の研究は、實用上の必要を缺かず。而かも軍隊を訓練すること及び

之を運用指揮するの、熟練と巧妙とに至つては、世界中一頭地を抜くものあり。軍事教育の根本を攻撃的精神に置くに依り、軍隊は勇壯にして活氣あり。

事に臨んで犠牲を意とせず、毅然として之に處し、而かも協同動作を以て大局の成功を確信す。有らゆる階級を通じ、正確なる服従と標準高き義務心とを以て充たさるゝは獨逸軍隊の特質なり。

二 埃 匈 國 軍

埃匈國の兵制は特殊にして錯雜を極む。是れ埃匈國の成立が繁雜なる政治上に其の基礎を置くが故なり。されば先づ其の國狀を概観して、軍事の主要に言及するを以て順序とすべし。

(イ) 埃匈國の政治組織

奧匈國は一八六七年以來、奧地利帝國と匈牙利王國と相合して成
立せる立憲君主國なり。而して奧國及び匈國には各政府あり議會あ
りて、獨立の狀を呈すと雖も、奧匈國の外交軍事財政及びボスニヤ、
ヘルツェゴヴィナの施設に關する立法權は、之を奧匈國の共同議會に委
す。而して奧匈國共同内閣は、外務兼宮内、大藏、陸軍の三省より
成り、海軍に關する事項は、陸軍省の一局に於て之を掌る。

奧匈國に於て特に注意すべきは、民族の複雑なる點にあり。其の
民族を代表する言語を大別するも猶十四種を下らず。而して奧匈國
内に於ても、亦人種の配合を異にす。即ち獨逸語を用ゐる者は、奧
國人口の三分一を占むるに反し、匈國にては其の九分一に過ぎず。
匈牙利語を用ゐる者は匈國人の半數なるに反し奧國人の二千七百分
の一に過ぎず。波蘭語は奧國人の七分一以上に用ゐらるゝも、匈國

に於ては殆ど皆無なり。然るに塞爾維語及び羅馬尼亞語は、匈國に
於ける常用多大なる事を考察せば、民族の異種雜多にして、政治的
紛糾をして彌々甚しからしむるを知るべし。此紛糾は奧匈兩國内部
の動搖を惹き、奧匈帝國の團結を薄弱にし、皆兵主義の軍隊に影響
すること甚大なり。されば民族の上より見れば、奧匈二國は聯合す
べき性質のものに非ずと雖も、接壤諸國に對する政策より合同を圖
り、共同の政府と共同の議會を設くと雖も、共同事務の範圍は大に
らず、事務の進行も亦圓滑を缺き、互に權衡を争うて相下らず。僅
に一八六七年の妥協條約を維持し、宛然二大國家併立の觀なきを得
ざるなり。

(四) 奧匈國陸軍の組織

奧匈國皇帝は、奧匈君主國の全軍を統帥し、左の直隸機關を以て

(六六)
統帥權を行ふ。

皇帝の軍事官房

參謀總長

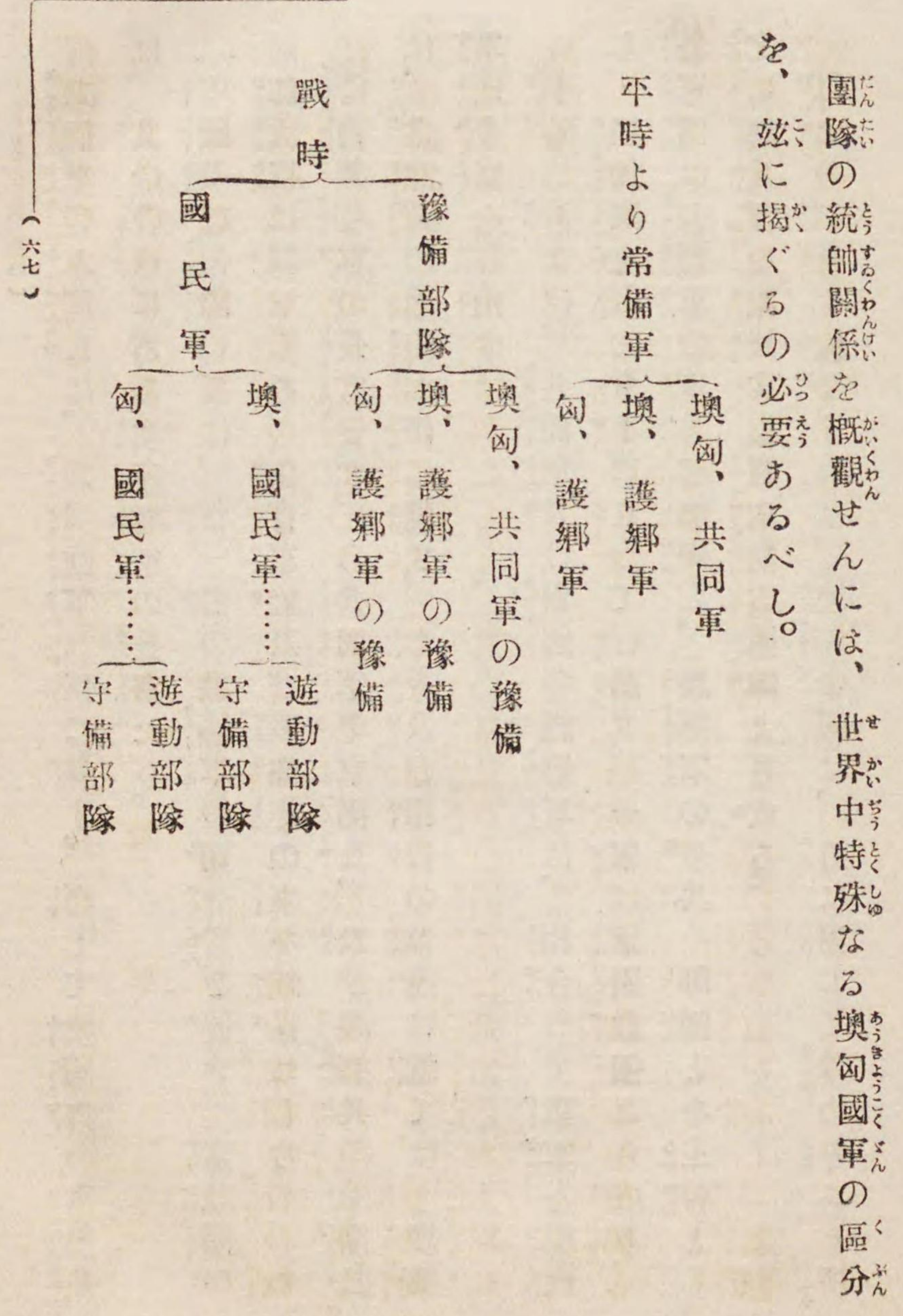
各 監 軍

共同陸軍大臣

各監軍は、軍團長の上位に在りて、主として軍隊の檢閲を行ひ教育に關する事項を監督す。其の數六名にして戦時の軍司令官に充つ。參謀總長は奥匈國參謀總長として、皇帝に直隸すと雖も、亦共同陸軍大臣の一補助機關にして、其の意見及び請求は通常之を大臣に致すものとす。

共同陸軍大臣は皇帝に直隸し、諸兵總監及び諸會議長等を機關として、主として軍政を管掌す。

奥國及び匈國は各自に國防省と名くる一種の陸軍省を有し、當該國內閣の一省と爲す。



(六八)
共同軍の軍團長は、共同陸軍大臣に隸す。而して奥國內の軍團長は、其の管内にある奥護郷軍の長官たり。

奥國及び匈國にては、各一名の護郷軍の司令官を置き、當該國の國防大臣に隸せしめ、教育軍紀及び戰備等の事を確保せしむ。

管内護郷軍の長官としての共同軍の軍團長、及び護郷兵の師團長は、當該國の國防大臣に隸す。命令及び報告の傳達に就ては、護郷軍司令官を経由す。

戰時に於ては、共同軍及び兩國の護郷軍は、相合して數軍を編成し、奥匈國皇帝の令下に在つて行動す。一軍は軍團數個より成り、各軍團は共同軍の歩兵二師團と、護郷軍の歩兵一師團とを主幹とし、之に他兵種を配屬する強大なる團隊より成る。

以上の制度を綜合すれば、奥匈帝國は、外に對して豫め備ふる所

あると共に、内に對して互に權力を保有し、相併立せんとす。されば一帝國內に於て、兵備二途に岐れ、戰時外敵に對してのみ、二種の兵備を一途に使用することとなる。

(ハ) 兵 役

奥匈國民は、滿十九歳より四十二歳に至るまで、兵役に服する義務を有す。兵役を分つて、現役豫備役補充兵役及び國民兵役とす。

現役豫備役及補充役は、共同軍なると護郷軍なるとに依り其の服役を異にす。共同軍の現役は三年、豫備役は七年にして、之を終らば二年間護郷軍の豫備役に服す。共同軍の補充兵役は十年にして、之を終らば二年間護郷軍の補充兵役に服す。護郷軍の現役は二年、豫備役は十年、補充兵役は十二年とす。

共同軍及び護郷軍を通じ、現役は二十一歳に始まる。又補充兵役

者は、八週間現役に服するものとする。以上の錯雑せる關係を、一表に揚ぐれば左の如し。

	現 役		豫 備 役		補 充 兵 役	
	共同軍	護郷軍	共同軍	護郷軍	共同軍	護郷軍
共同軍編入者	三年	七年	二年	〇	〇	〇
共同軍の補充	〇	〇	〇	〇	十年	二年
護郷軍編入者	二年	〇	〇	十年	〇	〇
護郷軍の補充	〇	〇	〇	〇	〇	十二年

國民兵役は、滿十九歳より四十二歳に至る男子にして、現に共同軍又は護郷軍の兵役に在らざる者之に服し、三十八歳以下の者を以て、第一國民兵役とし、三十八歳以上四十二歳以下の者を以て第二國民兵役とす。

ボスニア・ヘルツェゴヴィナ人の兵役は特殊にして、義務兵役を以て原則とすと雖も、免役せらるる場合多く、且代償金を納めて兵役を免ぜらるるを得べし。服役は現役三年豫備役九年のみにして、他に何等の役務無しとす。

(二) 平時の團隊と其兵力

平時に於ける奥匈國の常備團隊は、共同軍十六軍團と護郷軍十六師團、合計四十九師團とす。一九一三年に於ける將校以下の總數、及び百分比例は左の如し。

人 員	將 校	下 士	兵	卒	總 數
三三、七五〇	五七、八九五	三四三、〇八四	四三三、七二九		
百分比	七・五	一三・三	七九・二	一〇〇・〇	

されば戰爭の前年に於ける奥匈國常備軍の兵力は約四十三萬四千

人を有したり。
(七二)

(ホ) 國境要塞

奥匈國の要塞は、ガリシヤ方面、チロール方面、アドリヤチック海方面及び匈牙利方面に、四大別するを得可し。其國境要塞として主なるものは、ガリシヤ及チロールの兩方面とす。

ガリシヤ方面の諸要塞は、露國に對する攻勢作戰を採らんとする奥匈軍の、集中動作及び鐵道線を掩護し、奥匈軍の作戰基地を成らし、ガリシヤを確保するを以て、主なる目的とすべし。

クラカウ要塞、近世式の大要塞にして、最外堡壘線には砲塔を備ふ。其の堡壘は爆裂彈に對して安全にして、中間には設計の適當なる堡壘を有す。然れども内部の堡壘線は、十九世紀の中葉の構築に係り、殆ど價值なきものとす。

ヤロスラウの橋頭堡は、地形を利用したる補助工事にして、露天砲臺を有するのみ。

ブルツエミスル要塞は、近世式大規模の要塞にして、其堡壘帯は數多の要塞及び中間工事より成る。然れども一部は舊式にして又多くの露天砲臺を有す。要塞内の砲兵は砲塔下にあり。

レンベルグは補助要塞にして、一八八〇年代より、市街の東北西の三方に構築せる閉鎖堡及び砲臺より成りしが、數年前に至り若干之を修築したり。

(ハ) 主なる兵器

小銃は、一八九五年式マンリッヘル五連發銃にして、口径八密米、最大照尺距離二千五百米、速率八百五十米とす。

野砲は、一九〇五年式口径七珊米六五の鍛鍊青銅砲にして、最大

(七四) 射程は曳火射撃に於て六千百米、著發射撃に於て六千八百米とし、一分時間の速度は二十乃至二十五發とす。砲六門を以て中隊を編成す。山砲は一八九九年式口径七珊米二五の青鋼砲を用ゆ。

(ト) 戰時編制の主要及び其の兵力

戰時に於ては、常備軍を戰時定員に充足するの外、豫備部隊及び國民軍を編成す。常備軍は、共同軍二師團毎に護郷軍の一師團を加へ、三師團を主幹として他兵種を配合したるものを以て、軍團を編成するに依り、埃匈國の第一線部隊は、十六軍團及騎兵十師團となる。之を分つて數個の軍を編成す。

軍團は埃匈軍の戰略單位とす。而して各歩兵聯隊は四大隊編成なりと、獨立せる獵歩兵大隊あるに依り、軍團内の歩兵大隊數は、他國軍に比し著しく多數なり。即ち一軍團は歩兵四十二大隊、騎兵

四中隊、砲兵二十一中隊及び工兵一中隊より成り、其の純粹なる戰鬪力は、小銃手四萬二千人、刀(槍)手六百六十人、機關銃八十四挺及び砲百三十四門とす。而して軍團の活動に要する一切の諸機關、即ち輜重及び縱列等に要する非戰員をも合すれば、一軍團の總數は、人員六萬五千人馬匹一萬七千五百頭に達す。

當初の動員に依り、埃匈國の完備したる部隊總數は、歩兵六百八十三大隊、騎兵三百五十三中隊、砲兵五百〇八中隊、工兵十六中隊にして、其の眞の戰鬪力は、小銃手六十八萬三千人、刀(槍)手四萬七千六百人、機關銃一千四百挺及び砲二千六百門とす。而して全軍の活動に要する、後方勤務に従事する非戰員を合すれば、總計人員約百〇六萬人馬匹約三十萬頭に達すべし。

豫備部隊は、總計約混成三十二旅團にして獨佛軍等に比し極めて

(七六)
少數なり。是等混成旅團は動員に際し、共同軍及び護郷軍の各歩兵聯隊より一大隊宛、騎兵及び砲兵各聯隊より概ね一中隊宛を編成し、之を集成したるものとす。

國民軍は奧國に於ては歩兵二百五十大隊以上を編成し、匈國に於ては歩兵約二百十大隊、騎兵三十中隊を編成す。而して孰れも平時より其の編成に關する準備機關を設け、戰時に至りて之を編成す。國民軍に屬する兵員の一半は、軍事教育を受けたる國民兵役者より成り、之を遊動部隊とし、他國に於ける後備軍に相當す。而して他の一半は、軍事教育なき國民兵役者より成り、開戰後軍事教育を施して守備部隊とす。

如上奥匈國の戰時團隊を、師團に換算して概示すれば、常備團隊四十九師團、騎兵十師團、豫備團隊十六師團、國民軍の遊動部隊及

び守備部隊各約十四師團にして、遊動部隊以上のもの七十九師團、守備部隊十四師團即ち合計九十三師團と騎兵十師團なり。是れ奥匈國の平時より豫定せる戰時の團隊にして總兵力は約百九十萬人に達すべし。然るに奥匈國は開戰當初に於て、常備團隊たる四十九師團の外、六、七師團を新設し、其後一九一五年の夏に至り、騎兵師團の外、總計約七十師團即ち人員約百五十萬人を戰場に使用したるものゝ如し。

三 露 國 軍

(イ) 陸軍組織の大要

露國陸軍は、常備軍及び國民軍より成り、常備軍は更に正規軍及び哥薩克軍に分つ。

(七八)
正規軍は野戰部隊、要塞部隊、豫備部隊、補充部隊、地方隊及び補助任務部隊とす。

哥薩克軍は、往昔露國の諸侯が、其の領土の警備に當てたる一種の不規兵にして、露國は其の後邊疆侵略に用ゐ、大に効果を表はしたり。爾後大に改革を行ひ、近時有力なる軍隊となり、現今は屯田兵の如く配置せられ、特殊の兵役に服す。

國民軍は、戰時常備軍を補助するものとす。常備軍に屬せざる男子にして、武器を執るに堪へ得べき者を以て之に充て、諸兵種より編成せらる。

露國皇帝は大元帥とす。陸軍大臣は高等軍事會議、陸軍省、各總監部等を統べ、軍令及び軍政に關し、皇帝に對する唯一の奏上者たり。高等軍事會議は大臣を議長とし、議員は高級將官中より勅任せ

られ、重要軍務の審査決定に任ず。陸軍省は最高統轄機關にして、參謀本部は其の一部なり。各總監は大臣に直隸し、軍隊の戰闘準備並に之に關係ある官衙學校の事業を監査す。

軍政の施行をして、整正容易ならしむる爲め、全領土を十二軍管區と一軍團とに分ち、各軍管司令官に分權委任す。軍管司令部下に於ける司令機關は、軍團司令部以下大隊本部に至る軍隊司令部とす。又行政機關としては、地方旅團司令部即ち兵事長本部ありて、主として徴兵及び動員事務を管掌す。之が爲め各軍管區を數個の地方旅團管區に分つ。

(口) 兵 役

滿二十一歳以上四十三歳以下の男子にして、兵役勤務に適する者は、皆兵役に服するものとす。而して是等の義務者は、一部は常備

軍に、他は國民に服役す。

常備兵役の服役年限は、十七年及び十八年にして、之を現役及び豫備役に分つ。左の如し。

現役	步兵、砲兵（騎砲兵を除く）	三年
自餘の兵種		四年

第一次 第二次 計

豫備役	步兵、砲兵（騎砲兵を除く）	七年	八年	十五年
自餘の兵種		七年	六年	十三年

國民兵役は、武器の使用に耐へ、且二十一歳乃至四十三歳の男子にして、常備兵役に屬せざる者、之に服するの義務を有す。分つて二種となす。

第一種國民兵、常備兵役を終りたる者、及び抽籤に依り、常備

兵役を免れたる者。

第二種國民兵、第一種國民兵役に屬せざる凡ての國民兵。

哥薩克の兵役は特異にして、抽籤に依らず、男子は悉く兵役に服するを以て本則とす。兵役を分つて服役軍及び國民軍の二と爲し、服役軍は更に左の三種に分たれ、滿二十歳に始まり、十八年間服役す。

- 一、準備役、一年にして、家に在つて専ら勤務に必要な武装及び馬匹の準備に従事し、若干週の教育召集を受く。
- 二、戦列役、十二年にして、實役に服す。但し本役を四年毎の三次に分ち、平時に在つては第一次の四年間のみ現役に服し、第二次第三次は歸休せしむ。歸休者も亦其の年次に應じ、武装馬匹の一部若くは全部を保存し、教育召集に應ず。

(八二)
三、豫備役、五年にして、現役に從事せし者は、勤務に必要なる武装を準備するを要す。

(八) 平時の團隊と其の兵力

野戰部隊の兵力は歩兵七十師團と十七旅團、騎兵十八師團と六旅團、砲兵七十一旅團と七十二大隊及工兵六十四大隊とす。之を分つて三十七軍團となす。即ち近衛軍團、選拔軍團、第一乃至第二十五軍團、高架索第一第二第三軍團、土耳其斯坦第一第二軍團及び西伯利第一乃至第五軍團是なり。此の他哥薩克騎兵六師團と三旅團と三聯隊、哥薩克歩兵一旅團、獨立護境兵三十一旅團と三隊、護境鐵道一旅團、要塞部隊及び地方隊若干あり。

露國野戰軍の配置は左の如し。

西伯利 五軍團と一師團

土耳其斯坦 二軍團

高架索 三軍團

中部露西亞 七軍團

西部國境方面 二十軍團

之を要するに、露國は領土廣大なるが故に、各其の邊疆に必要なる兵力を配置し、戰時所要に應じて、之を増援せんが爲め、七軍團即ち十五師團の中央豫備を配置せるものなり。
一九一三年に於ける將校、下士卒及び其の百分比例は左の如し。但し表中の下士は、一九一八年に至らば約五萬人に達すべきものとす。

人員	將校	下士	兵卒
四一、九九〇人	三一、五七二	一、二六七	二八六

百分比

三〇三二一

一〇四九

九四〇一九

されば、開戦前年に於ける露國の平時兵力は、百三十萬人に達せんとするの域にありたり。

(三) 要塞

露國は諸強國と接壤せるのみならず、領域形大なるに依り、要塞は西方國境、波的海、黒海、高架索、中央亞細亞及び極東方面に築設せらるると雖も、茲には今次の戦争に關係ある、西方國境のもの、みを掲ぐべし。

西方國境に於ける露國の要塞は、露國軍の主要なる作戦方針と、密接なる關係を有せり。即ち露軍にして開戦の當初守勢を取らんには、要塞線を遠く國境内に入るゝを以て、集中の安全を期すべく、又攻勢を取らんには、要塞を甚しく後退せしめずして、集中地を成

るべく前方に在らしむるを有利とすべし。由來露國に於て、築城計畫に關する議論に二あり。甲案は國境に接近せる要塞は悉く撤廢して、遠く後方に新要塞線を設置し、敵の東普、ポーゼン若くはガリシヤよりする攻撃に對し、軍の集中を安全且確實ならしめんとし、乙案は從來の第一線築城方式を持續せんとせり。甲案の勢力大なりし時代には、第一線の重要な要塞を廢棄し、或は自然の荒廢に委して敢て改修せず、力を内部の要塞に傾注したり。然るに其後露軍は、開戦當初より攻勢的作戰を探るに決し、平時定員を増加し、或は西方諸洲に團隊特に砲兵、騎兵を増置し、又は鐵道を増設し、以て動員を迅速ならしむるの策を講ずると共に、第一線の要塞に對する施設を復舊し來れり。即ち一時自然の頽壞に放棄したるワルシヤワ要塞も、近時再び其の分派堡を改築し、且つ東方に新堡壘を設けて

一等要塞とし、又ヴオスチユラ河の橋頭堡たりしイワンゴロツドも、嘗て放棄せられたりしが、再び舊態に復して二等要塞とし、尙ノヴォデオルギエフスク大要塞は、最近東方及び北方面面の工事を新にして一等要塞となりたり。

東普に對する、ナレウ河ボブル河及びニーメン河畔の沼澤地は、重要な價値を有するが故に、之を接續するゼクルズ、シエロク、ブルトウスク、ローザン、オストロレンカ、ロムザ、オソウキチ、グロドノ、ミエルクズ及びオリタの諸要塞は、著しく堅固の度を加へ、從來の臨時的工事に代ふるに、大部分永久的にして、砲撃と突撃とに對して、安全なる築城陣地と爲し、既に平時より武裝を了せり。北方地域の核心たる、堅固なる永久分派堡を有する、コウノ要塞は、大改築を行ひ千四百門の火炮を備へたる一等要塞なり。

プレストリトースク要塞は、二個年の日子と莫大の費用とを投じて、改修したるに依り、近時中央波蘭の要塞中、最強の築城陣地となり。恰も第一線諸要塞の復郭たるべき一等要塞なり。

ガリシヤ方面に對する要塞中、コウエル要塞は、新式の分派堡を以て裝備せられたり。ザモスク要塞は從來舊式の小要塞なりしが、増築して國境の一支撐點となせり。ルツク、ロウノ、ヂユブノの三要塞中、前兩者は數年來改築を經、半永久的の工事を交へ、大倉庫及び大製麵麩所を設け、大氣球庫を建設し、平時より航空船の定繫所に充てたり。

クレミエニス及びオストログは孰れも半永久堡的新築要塞にして、タルノポール方向より通ずる道路を掩護し、コーエル要塞及び鐵道を掩護するロジスジクス要塞並にルツク、ロウノ、ヂユブノの

三要塞等と相待つて、大なる機動の地域を掩護すべし。此の地域たるキーエフの軍管區に屬する諸隊の、ガリシヤに向つて作戰する集中地たり。

プロスクロウ要塞は、臨時分派堡式に構築中にして、カミーネツス要塞及びコーチン堡と共に、ガリシヤに作戰するキーエフ軍の左翼の支點たり。特にコーチン堡壘は、ドニーステル河の橋頭堡として重要なり。

(ホ) 主なる兵器

小銃は、一九〇一年式モツシン (ナガント) 五連發銃にして、口径七米密六二、最大照尺距離千九百二十米、速率八百六十米とす。野砲は、一九〇二年式口径七珊米六二の鋼砲にして、最大射程は曳火射撃に於て五千五百米、著發射撃に於て六千四百米とし、一分

時間に十六發を發射するを得べし。

(ヘ) 戰時編制の主要及び兵力

戰時に於ては、平時の野戰部隊三十七軍團の外、更に各軍團に於て、第一次豫備歩兵師團を編成し、第二次第三次哥薩克騎兵、及び同騎砲兵と共に、之を戰場に使用するを得べし。而して尙要すれば、第二次豫備歩兵師團の若干も亦之を編成し得べしと云ふ。

右諸隊の内、野戰に使用すべきものは、通常若干軍團と他の獨立部隊とを以て、軍を編成し、其の諸軍も亦戰場の必要に應じ、一總司令官に隸屬せしめらるゝことあるべし。而して戰時露軍の擧げ得べき總兵力は、野戰部隊及び豫備部隊を合し、約二百六十萬と概算せらる。

(ト) 露軍の素質

而して露國の忌避者は、露西亞人に尠くして猶太人に最も多し、猶太人の忌避者は日露戰爭前に在つては、一割七八分なりしが、戦後は年々二割六八分の間を昇降せり。

之を要するに、露國民は其數と其の實質とに於て、軍國民として概ね良好の性能を備ふ。而して其の兵卒は、忍耐力あり質朴にして亦服従心に富むも、紀律正しからず且機敏と獨立力とを缺ぐとの定評無きに非ず。開戦前獨逸人は、露國の兵卒を評して曰く、凡そ良好なる兵卒は、服従と聰敏とを要するが、露兵の美德は服従に在りと。

將校に附ては從來、素質に多大の徑庭ありたり。即ち士官學校の外に、速成士官學校ありて、中等教育の程度に達せざる青年を收容したり。而して近衛及び砲工兵の將校は皆士官學校出身とし、且待

遇を異にしたる爲め、出身に依り或は尊大自ら持し、或は賤まれて自ら謙退し、諸種の弊害ありたるも、近年に至り學校の資格を齊一にしたるに依り、漸次改善せらるべし。

從來露國將校は、陸軍大學校出身者の外は、將校としての價值最も劣等なるやの評ありたるも、是亦近年改善せられつゝあるものゝ如し。又將校は暴飲暴食する尊高かりしも、近時は然らずと云ふ。然れども今猶高等の學校に入學志望者の外は、學術の研鑽は多く願はれざる情態に在りと傳ふ。之に反し將校の殆ど全部は、同一聯隊に於て一生を過すに依り、團結力頗る鞏固なりとす。

四 佛國軍

(イ) 共和政體と陸軍の組織

近世進歩したる國軍の統帥及び編制は、立國の大本に適應するを要す。佛國軍も亦敢て此の原則に悖る所なし。夫れ佛國は民主國なり。されば他列強の君主國軍と諸般の制度を異にするは、理の正に然るべき所なり。

世界中民主國にして、佛國の如く強大なる軍備を保有するもの他に其の比を見ず。加ふるに佛國軍は古來幾多の經歷を有するが故に、一面民主國軍の巨頭として觀察し、他面君主軍と比較しつゝ、本戦争を咀嚼研究せば、興味の増すものあるべく、得る所營に軍事上のみに非るべし。

凡そ國軍をして、其の最大能力を發揮せしめんには、努めて政治的干渉を避くるを要す。統帥及編制に於て特に然りとす。然れども民主制度の完成を期せんには、縦ひ軍事上の微と雖も嚴に之を監督

するの必要あるべし。是れ矛盾せる要求の一なり。佛國は帝政の専横に飽き、共和制の基礎を確實ならしめんが爲め、内に軍隊的勢力を壓せんとせると共に、外は隣邦に對して軍備を充實せざる可らず。是れ矛盾せる要求の二なり。斯の如く背馳せる條件の下に在つて、兩全を圖らざるを得ざるに依り、佛國軍制の樹立は至難の業に屬す。佛國議會は常備兵額及び編制に關して之を議定す。又軍政は勿論指揮教育に關しても、議會に對して責任を有す。然るに大統領は無責任なり。故に軍事に關する凡百の責任は、國務大臣たる陸海軍大臣の双肩に繋る。是に於て軍政指揮教育其他一切の機關は、事實上悉く國務大臣に隸し、敢て獨立するを許さず。陸海軍大臣は大統領の委任を受け、陸海軍の各參謀本部諸官衛軍團長鎮守府司令官及び艦隊司令官等を、指揮監督す。されば佛國の陸海軍大臣は、他の君

主國のものに比し、部内に對する勢力絶大なり。然れども一たび議院の闕を越ゆれば、繚然態度を一變せざるを得ず。

高等國防に關する事項は、高等國防會議に於て之を決す。本會議は一九〇六年之を創設したり。内閣總理大臣若くは大統領之が議長となり、外務大臣陸軍海軍植民諸大臣之に參列す。討議事項は、外交と軍事、植民政策と軍備、臨時若くは永久的對外政策の樹立等に關する、重要問題を解決するもの、如し。而して參謀總長及び參謀本部長は、顧問として參列し得るも、議員は悉く政黨内閣員なるが故に、一朝にして連袂辭職の曉には、政界上の問題は勿論、軍事上の重要問題も亦後繼内閣に依り、踏襲せらるゝか否かは保障の限りにあらざるなり。

高等國防會議に亞いで、軍事上の重要問題審議の府は、高等軍事

會議とす。該會議は陸軍大臣の顧問機關にして、大臣自ら議長となり、參謀總長、參謀本部長（要するときは海軍參謀本部長）及び中將十人を以て議員とし、特に陸軍の編制及び戰爭の準備に關する事項を審議す。

高等軍事會議の議定官たる議員は戰時に在りては出でて野戰軍の指揮を執る。即ち參謀總長は總司令官となり、參謀本部長を除きたる他の將官は、之を軍司令官に充つ。是等議員は、平時に在つては大臣の命を受け、大演習の指揮を執り、參謀旅行演習を爲し、特別任務に服し、又臨時檢閲を施行す。然れども軍團は之を陸軍大臣の令下に置き、其の指揮に容喙するを許さず。

陸軍大臣に隸屬する參謀本部の内部に於ける管掌事項は、概ね日本及び獨逸に於けるが如し。

戰時佛軍總司令官は、大統領より政治上及び軍事上多大の権限を受け、又陸軍大臣より軍政上幾多の餘地を附與せらるべしと雖も、軍の編合、兵力、進級、裁判、人員材料の準備、及び増派に就ては、依然として陸軍大臣の區處と權限とに屬す。

陸軍大臣は戰時參謀本部長及部員の一部を其令下に置き、野戰軍の樞軸と爲り、事實上一種の大本營を成形せんとするものゝ如くなりき。

從來佛國に於ては、平戰兩時を通じて、軍部の大臣に與ふる權力至大なりき。而も佛國の陸軍大臣は非武人を以て之に充つるの例甚だ多し。かゝる大臣の果して至軍の統御を完うし得るか否かの疑問起らんも、そは一の杞憂にして、統御極めて容易なるものゝ如し。蓋し權力至大なるが故に、何人も之に對抗し得ざるを以てなり。

之を要するに、戰時強敵と相對し、専ら戰略上の籌策に基いて、行動す可き秋に當り、中央部に於ける政畧上の一波一動が、野戰軍の行動を拘束するに至つては、國體上より軍事の被るべき犠牲と謂はざるを得ず。又軍事上の不結果は、共和國に犠牲を拂はしむるの因果を結ぶべし。されば佛軍を見、現戰爭を究むる者は、單り兵數又は作戰に止らず、尙此の國の政治的關係を考慮すること肝要なりとす。

翻つて佛國民間に於ける軍事的知識を觀れば、寔に驚歎すべきものあり。議員は滔々數萬言、軍事當局者の失政を撃ち、無能を鳴らして完膚なからしむ。而かも是れ實なき大言壯語に非ずして、胸中に周密なる策案を包藏し、與黨にして一たび臺閣に起たば、己れ直に軍部に入りて其の抱負を實行す。蓋し是等政客は、陸軍大學を卒

へ、後辭表を提出して國政を議する所の、軍事知識ある非武人の部類に屬す。

(口) 兵役

滿二十歳に達する佛國男子は、總て兵役に服する義務を有す。兵役は現役、現役軍の豫備役、後備役及び後備軍の後備役に別つ。其の服役年は左の如し。

現 役	三 年
現役軍の豫備役	十 一 年
後 備 役	七 年
後備軍の豫備役	七 年
合 計	二十八年

現戰爭前に於て數年間、獨佛兩國は軍備の競争を爲し、互に兵員

を増加せしが、佛國は人口少くして獨逸の約六割に過ぎざるのみならず、方今人口の増加を見ざる景況に陥りたり。而して獨逸の平時定員が一九一五年に至らば、八十數萬人を算し得べきに反し、佛國に在ては六十萬人を越えざるの懸隔を生じたるに依り、優勢なる獨軍の不意の攻撃に對して、國家の安全を講すべき死活問題に達着せり。之に處するの道は唯一つあるのみ。即ち多くの年次兵を長く軍旗の下に残留せしむること是なり。之が爲め多大の經費と國民の犠牲とを要することとなり、國內是非の議論沸騰し喧噪を極めたるも、終に服役年の延長を決定し、現役に於て一年を増して三年制とし、又兩種の後備役に於て各一年を増して共に七年とし、合計三年の義務年限を増大し、一九一三年より之を實施することとなれり。此の現役年限の延長に依り佛國は内地の軍制を亂さずして、國境軍隊を

(101)

(1011) 増員し、兵員の練熟を確保し、以て獨逸の迅速なる動員に對するを得、又後備役の年限延長に依り、戰時編成すべき團隊の要員を豊富ならしむることを得たり。

(ハ) 開戦前に於ける軍備の情態

獨佛兩國の平時兵力が、一八九三年の頃に於ては、殆ど同數にして互に四十五萬臺を上下せり。然るに人口の多寡と其の増率の差異とは、漸次兩國兵數の均衡を破り、一九〇五年に及んで獨軍は約十萬人の優越を示すに至りたり。是に於て佛國の有識者は、大に此の現象を憂慮したり。何となれば露佛同盟ありと雖も、露軍集中の遲緩なるに依り、獨軍は先づ佛軍に對し各個に攻撃を試み得ればなり。されば佛國は之を醫せんとし、人口夥多なる獨逸に比し、遙に高率なる兵丁を、寡少の人口より徵集し、皆兵主義を其の極度に擴

張せり。一九〇六年より實施したる二年兵役制は之が爲なりき。當時二十歳より四十五歳に至る男子は、身體の不適なる者の外、悉く服役の義務を有し、敢て例外を設くることなく、家族の貧困は施物を以て之を緩和し、平時員百萬戰時員二百萬を得んとしたり。然るに此れ以來、獨逸の陸軍は殆ど年々増員され、終に一九一三年に及んで大なる軍備擴張を定めたり。佛國の募集力は數年來既に緊張して餘力を存せず。是に於て佛國は兵役年限の延長を行ひて、難局を切り抜けたたり。一九一三年實施に着手したる此の施設は、翌一九一四年に於て六十七萬三千人の兵員を得たり。此の結果に依り、國境方面に駐屯する歩兵隊は、戰時定員の五分の四、内地のものは五分の三まで増員せられたり。爾後猶相當の歲月を経たらんには、長期訓練に依り、精銳の度を高め得可かりしが、未だ其の効果を舉

けすして、早くも戦争の爆發となりたり。

此の軍備の充實竝に高等統帥の改善は、痛く國民の物議を惹きて、或は佛軍の軍紀と士氣とは弛緩銷沈せりと云ひ、或は幹部は老朽其の職に堪へずと叫び、或は政黨派の反目に依り國民は支離滅裂し、政府は姑息偷安無智無能なりと難じ、喧々囂々の裡に、大戦争の突發するに會ひ、各派の確執は解け、排武主義は其の聲を絶ち、愛國の至誠は全國に漲り、かのジョーレー氏の如きは、己が主張は時勢に適せず、且つ非愛國的なりとして撤回を宣言せしも、反逆者として暗殺せらるゝに至りたり。

(二) 平時の團隊と其の兵力

佛國の平時團隊は廿二軍團餘即ち四十九師團にして、本國諸軍團、殖民地軍團及びチュニス占領師團より成る。一軍團の歩兵は通常二師

團より成るも、又別に三師團編成のもの數個あり。而して第十九軍團はアルジェリーに駐屯し、殖民地軍團は一種の遊動軍として本國に駐屯す。三年兵役制復活の結果、一九一四年に於ける平時の兵力は左の如し。

將 校	二五、五〇〇人
下 士	五七、八五三
兵 卒	六七三、〇〇〇
合 計	七五六、三五三

(ホ) 國境要塞

獨佛兩國開戦の場合、彼此共に他の中立國を犯さゝるに於ては、戰場は北は白耳義及盧森堡、南は瑞西に至る中間の獨佛國境に限定

せらるべし。此の地域は僅に五十餘邦里に過ぎず、一八七〇年戦後、佛國は此の間に要塞を構築して堅固なる防禦線を作りたり。ベルフォール要塞、一八七一年以來逐次改修増築し、現今最も堅固なる一等要塞となれり。該要塞はヴォージュ山とジュラとの間を杜絶して、獨逸より南部佛國に通ずる道路を閉塞す。

此要塞と瑞西國境間の空隙には、Dohs 河畔のドロモンに堡壘を築き、其の南方よりするベルフォール要塞の迂回運動を防遏す。

ジロマニー堡壘、ジロマニーの高地に在る大堡壘にして、ベルフォール要塞を北方より迂回するを妨げ、且つモーゼル河上流に在る堡壘線と連絡す。是等の堡壘線は、四個の堡壘と二箇の中間砲臺とより成り、ベルフォール要塞とエピナル要塞との間の地域を閉塞し、且上アルサスよりヴォージュ山を経る諸通路を扼す。

エピナル要塞、モーゼル河の兩河に跨る大要塞にして一八七一年以來、數次の増築を行ひたるものなり。該要塞の北方約十一邦里に、ボン・サン・ヴァンサン要塞あり。戦時に於て此の間に築城す。

ツール要塞、此の要塞はモーゼルと、ライトよりマルヌ河に通ずる運河との兩岸に跨り、二重三重の堡壘線を有し、周圍五十吉米に互る一等要塞なり。

此の要塞とボン・サン・ヴァンサン及びエピナル要塞を包容する要塞地域は、最大徑三十一吉米、周圍九十吉米に互り、佛國防禦線の重心にして、野戦軍の重要な據點たり。

ヴェルダン要塞、佛國東方國境要塞の左翼の主要なる支柱點にして、ムーズ河兩岸の要地に於て、五十四吉米の周圍に二重（獨境側は三重）の堡壘及び砲臺より成る最も堅牢なる一等要塞なり。

(二〇八)

此の要塞とツール要塞間は約五十吉米にして、千個の止阻砲を以て閉塞す。是等堡壘線は、極めて堅固なる天然の地形を利用して構築せられ、敵軍のツール、ヴェンダル間を突破せんとするを扼し、佛軍のムーズ河を越えて前進するを掩護することを得。以上は獨逸に對する國境要塞として、佛國の殆ど全力を傾注したる所なり。而かも其の後方に第二第三線の要塞を設置せり。ヴェルダンより北方の要塞は皆微弱にして、ロンウイー、モンメディ、メジエール附近、及びデヴェーの諸小要塞あり。又オアーズ河の上流にて鐵道の集合點たる、ヒルソンに堅固なる堡壘あり。是等小要塞の第二防禦線は、ランス、Lyon 及びラ・フェールとす。北方に於ては白耳義方面に對し、一八七〇年戰後數多の小要塞を築きたるも、モーブージュ及びリールの二要塞は、比較的堅固にして

之に連繫する二、三の堡壘あり。

海岸方面にてはダンケルク、グラブリーヌ及びカレーに堅固なる築城を施し、英軍の上陸地域として準備を爲す。

(ヘ) 主なる兵器

小銃は、一八八六年—九三年式ルベル八連發銃にして、口径八密米、最大照尺距離二千米、速率七百米とす。

野砲は、一八九七年式口径七珊米半の鋼砲にして、最大射程五千米、一分時間に二十發を發射し得べし。

(ト) 開戰當時の野戰團隊と其の兵力

佛國軍は之を大別して四とす。現役軍豫備軍後備軍及び義勇團是なり。現役軍は平時より之を常設し豫備軍は平時一定の幹部を置き戰時之を編成し。後備軍は平時に於て幹部を定め、戰時之を編成し、

(二〇九)

義勇團は戦時必要に應じ、志願老兵を以て之を組織す。而して現役軍及び豫備軍は通常野戦軍として、開戦當初の動員を以て編成す。其の野戦軍は現役軍團二十二個（四十九師團）、騎兵十師團、豫備師團二十一個、豫備混成旅團二十一個とす。豫備師團は二若くは三個を合して豫備軍團を作り、又は現役軍團内に加へて三師團編成の軍團を作り。豫備混成旅團も亦三個を合して豫備師團を作り、又は現役師團内に加へて三旅團編成の師團を作るものとす。

一軍團は歩兵二十四大隊騎兵四中隊砲兵三十中隊工兵三中隊より成り、之を以て戰略單位とす。其の眞の戦闘力は小銃手二萬四千人、刀（槍）手六百人、機關銃三十六挺、砲百二十門とす。而して軍團の活動に要する一切の諸機關即ち輜重縱列等の非戦闘員をも合すれば、一軍團の總數は人員四萬人、馬匹一萬四千頭に達す。

騎兵一師團は、其の三旅團（各旅團は二聯隊）、騎砲兵一大隊（四門編成の三中隊）及び自轉車一中隊より成る。

動員の當初、佛軍の編成したる野戦其の他の部隊總數は歩兵一〇四十六大隊、騎兵四百六十五中隊、砲兵一千九十六中隊及び工兵百二十中隊にして、其の純粹なる戦闘力は小銃手百〇四萬六千人、刀（槍）手六萬六千人、機關銃一千五百挺、砲四千七百八十門とす。而して全軍の活動に要する後方勤務に従事する非戦闘員をも合すれば、總計人員約百七十八萬人、馬匹約五十六萬頭に達すべし。

(子) 兵役法律に據る軍事教育ある佛國男子

- 二十歳より 現役、現役軍の豫備役 十四年次分 二、六九〇、〇〇〇人
- 三十四歳まで (約一割五分の減耗を見込む)
- 三十四歳より 後備役、後備軍の豫備役 十四年次分 二、二九〇、〇〇〇人
- 四十八歳まで (約二割五分の減耗を見込む)

されば法律に定めたる兵役に服すべき義務を有し、且完全なる軍事教育を受けたる二十歳より四十八歳に至る全國の男子は、約四百九十八萬人あるべし。

(リ) 新設團隊の編成と既設團隊の補充とに要する兵員の資源

佛國に於ける軍事教育を受けたる、約四百九十八萬人の中より、開戦の際に作りたる野戦團隊の總員約百七十八萬を控除したる殘餘約三百二十萬人より更に開戦後の死傷者捕虜等の損傷を除きたる殘數は、既設團隊の補充と新に編成し得べき團隊の資源なり。而して開戦後既に二回の新兵入營期を見たるに依り、前後少くも五十萬人の壯丁を得たるべし。然れども佛國にては、人口と徵兵率との關係より、獨逸の如く軍事教育を受けざる壯丁、即ち補充役兵に相當す

る資源を有せず、唯徵兵適齡に近きつゝある壯丁ありと雖も、佛國は原則として之を取らざる制度なり。

戦線に在る團隊補充の程度は、戦況の如何と戦争の長短とに關すと雖も、今次の如き大戦に在つては、補充率頗る大なるを想はしむ。新團隊の編成に就ては、佛軍は兵員の少きに苦むならんも、幹部は比較的豊富なるべし。何となれば獨逸の如く補充隊に於て未教育壯丁の教育に要する教官幹部を要せざればなり。而して佛軍は一九一四年十月及び十一月に於て後備十六師團を編成して戦場に使用し、又同年十一月より十二月に互り、海兵其の他の集成部約七師團を編成したるものゝ如し。

(ヌ) 佛軍の資質
精銳なる佛軍を提げ、歐洲を蹂躪したる拿破翁は、善惡兩方面に

於て至大なる影響を佛國に與へたり。其の影響中にて重なるもの、一は、強大なる兵備は多く侵略の具に供せられ、國民の悲惨に陥る因なりとの感想是なり。蓋し拿破翁にして終局の成功を得たらんには、斯の如き感想の起るべくもあらざりしに、彼の蹉跌に依り、猛烈なる反動の激流は滔々として襲來し、後繼者の克く之を調和融合する力有る者なく、人道平和論者の濶歩となり、排武社會主義者の横行となり、經濟論者の「富國」なる警語は、國民の最も尊崇する所となりたり。而して人民は王公野心の具に弄せらるゝに反抗し、個人の尊重となり、利己心の増大となり、拿破翁時代に於ける風潮に反し、極端の方向に走らんとせり。唯普國の勃興と獨逸の武力とは、佛國人を戒め僅に此の趨勢を抑制したるかの觀ありき。

現代の佛國軍隊は、永く斯の空氣に曝されたるものなり。されば

武力を以て國運を開拓する他の君主國の軍隊が、其の國の社會に對する地位と、佛國軍隊が其の社會に對する地位とを比較すれば、眞に霄壤の差あるべし。乃ち前者は得意の境遇に在るも、後者は不遇の悲況に在り、延いて佛軍は此の情態の裡に超然たるを得ず。自ら其の素質に影響を受けざる可らざること言を待たず。

然れども佛人は必しも軍隊を忌むにあらずして、軍隊を利用する英傑の輩出するを恐るゝなり。殊に隣國の脅迫は、國民をして軍隊に信賴するの念を強からしむるものあり。されば國民が下級兵員に對しては、其の勞を多しとするの念慮は、何れの國民にも劣らず。否寧ろ優るものあるも、幹部殊に上將に對しては、其の野心を疑ひて其の勢力を抑遏せんとするの意は、制度に漏れ、待遇に現はれ、人をして苛酷に失するを想はしむるに至る。是に於て佛國の社會は

兵卒に同情厚く、將校に冷淡なるかの現象あるが如く見ゆ。是れ他國人殊に君主國人の過半が、佛國軍隊を視て、其の觀察を誤る分岐點なりとす。

夫れ佛國將校も亦民主國の産なり。其の國家の爲め野心家の輩出を忌むことも亦多く國民に異ならず。而して彼は又一般國民の如く個人の權利と義務とを尊重す。故に己れは國民の納むる俸給を受くる常職者なるに、兵卒は血税を拂ふ義務者なるに想到し、誠意之を愛慰するの風あり。兵卒の體格は劣等の者多し。佛國の人口寡きを以て検査の標準を低下するに因る。然れども兵卒は概して教育あり、知識あり、判斷力あり、又愛國心に富む。故に條理を辨へ、徳望を備ふる上官に對しては、水火をも猶且辭せざるの服従心と義務心とを有す。されば將校と兵卒との和親は想像の外なり。是れ他國人の

往々佛國將校は兵卒に媚ぶと觀る所にして、斯の如き關係は他國に於て稀に見る美點なり。古來佛國騎士の面影は、今猶軍隊の間に潜在し、拿破翁の偉業に與かりたる國民の子孫なるを偲ばしむるもの尠からず。

然りと雖も他の半面に於ては、佛國の兵卒は獨逸に於けるが如く、之を殿ち之を蹴て統御し得らるゝ者に非ず。將校にして苟も不當の行爲あらんか、忽ち世論を惹き、或は政治問題となり、晉に當事者たる將校のみに止らず、意外の邊まで責任の波及すること其の例に乏しからず。されば佛國將校は他國軍に比し、標準高き統御上の技能を要すべし。

將校は一般に高度の學術を修め、學理的才能は其の長所とする所にして、研究心に富み、發明創造亦尠からず。速射砲を以て砲兵

を武裝したるも佛人なり。飛行界に於て世界に先鞭を付けたるも亦佛人なり。而して學理の研鑽は、往々軍隊に於ける實地の必要を越え、高遠の域に進むこと少しとせず。従つて實地を忘れて學理に走るとの非難を受くるに至る。其の戰略戰術は獨逸の糟粕を嘗めず、拿破翁の理論及び實行を基礎として、自ら研究せる獨特のものなり。多少の非難は免れざるも兵學上の名著多く、遙に獨逸を凌駕するの勢にあり。然れども佛國の政體は依然として英傑の輩出するを恐る。故に將校の、縦横に活腕を振つて一世を風靡するが如きは、大なる禁物なり。是れ佛國の上將は無能にして、其の職に堪へずとの批評を生む所以なり。何となれば放縱なる敏腕者は、早く骸首埋葬せらるるとすればなり。之を要するに、政體に基因する諸制度が、直接間接に又有形無形に軍隊に影響し、軍の活氣を殺ぐは掩ふ可らざる事

實なりとす。

五 英國軍

(イ) 陸軍組織の概要

英國の陸軍は、正規軍及び地方軍の二種に大別す。正規軍は、常備軍隊、正規軍豫備及び特別豫備より成る。常備軍隊は野戰軍の骨幹を成し、大英帝國の防備に當りて、本國內に駐屯する六師團と騎兵四旅團との外、印度及び植民地にも、其の幾分を派遣したり。正規軍豫備は、現役を終りて豫備役に入りたるものにして、戦時正規軍の直接補充に備ふ。特別豫備は、現役に入らざる者にして、平時若干の訓練を施し、

戰時正規軍の補充に充つ。

地方軍は、地方軍と地方軍豫備とより成る。而して地方軍は英國の防禦に任ずるものにして、平時常設せらるることなく、唯其の幹部のみを存し、募集と保持とは、洲兵事會の手に委ね、其の軍隊教育は、軍管區司令官の監理を受け、毎年十數日間、經營地に召集し、訓練を施すものとす。

地方軍豫備は、動員に當り、地方軍各部隊に於ける定員の不足を充たし、又は動員後に於ける缺員を補充するものにして、平時に在つては部隊を編成することなく、唯人員を準備し置くに過ぎず。

中央統轄機關は、國防會議、陸軍省、軍事參議院及び監軍とす。國防會議は總理大臣の諮詢機關にして、國防に關する大方針を議定し、平時に於ける準備計畫の基礎を劃定するを以て任とす。該會議

は總理大臣を以て其の長となし、陸海軍大臣、印度事務大臣、植民大臣、其他國防に關係ある諸省の大臣を以て議員とす。陸軍の統帥及び行政は、陸軍大臣之を掌り、參謀本部は陸軍省の一局なり。軍事參議院は、陸軍大臣を議長とし、同省各部長を議員とし、軍務の主方針を定め、且各局に聯關する重要な事項を會議す。監軍は軍事參議院に隸屬し、諸兵監を統督す。

陸軍の地方統轄は、各軍管區内の軍隊を指揮する將官を以て之に充つ。英本國は七軍管區及び倫敦並に海峽管區に區分せらる。

(ロ) 兵 役

其一、正規軍。兵卒の服役は全く志願制度にして、十八歳以上二十五歳以下の志願壯丁より採り、現役及び豫備役を通じ、十二年の服役を契約す。現役年限は、本人の志望に依りて延長し、服役當初

より起算して廿一年間、再服役を爲すことを得。現役及豫備役の年限は、兵種と勤務とに依りて同じからず。下士は兵卒の再服役者より選抜す。特別豫備は、十七歳以上三十歳以下の志願者より採用するも、十七歳以下十四歳の者にも亦服役を許可す。再服役の期限は、一年以上四年以内にして、年齢の制限は、愛爾蘭騎兵を三十五歳、其他歩兵騎兵砲兵工兵を四十歳とす。

其二、地方軍。十七歳以上三十五歳以下の英人は、特別なる者を除き、何人も地方軍の一員となることを得。其の服役は、誓約の日より四箇年以内とし、一年以上四年以内の再服役を許可す。年齢の制限は、下士は通常五十歳、兵卒は通常四十歳とす。地方軍豫備の服役期限は、一年乃至四年とし洲兵事會之を決定す。志望者は一年毎の再服役を爲すことを得。

右の外國民豫備なるものあり。嘗て陸軍に勤務したる者にして、國家の危急に際し、再び勤務に服せんとする志願者を以て之に充つ。

(八) 平時の團隊と其の兵力

英本國の平時團隊は、六師團と騎兵四旅團とす。師團は最大單位にして、二又は三旅團より成り、旅團は二乃至四大隊、大隊は八中隊より成る。大隊の人員は約八百五十人(植民地にては約千人、印度にては約千人)とす。以上英本國の總兵力は約二十六萬人とす。英本國、印度及び屬領並に植民地に配置せる團隊は左の如し。

英 本 國		印 度		屬 領 及 び 植 民 地		總 計
步 兵	八二大隊	五二大隊	二三大隊	一五七大隊		
騎 兵	六八中隊	三六中隊	二〇中隊	一二四中隊		
砲 兵	一六七中隊	九一中隊	三七中隊	二九五中隊		

(二二四)

工 兵 六四中隊 一 隊 二一中隊 八中隊と一隊

(二) 要 塞

悉く海岸要塞にして、純粹なる陸地要塞なし。英本國にては、英吉利海峡附近に五個、北海方面に二個、大西洋方面に四個を配置す。各要塞司令部の位置は左の如し。

其一、英吉利海峡附近。

プリマウス、ポーツマウス、ドーバー、チャタム、ハーウィッチ。

其二、北海方面。

ニューキャッスル、エジンブルグ

其三、リバープール、ペンブロッカードック、ロンドンデリー、コーク。

猶北海方面に於ては、近年蘇格蘭のフォルス河口ロザイス港に、

一 大 要 塞 を 構 築 せ り。

前記要塞中、プリマウス、ポーツマウス及びチャタムは、英國海軍の三大策源地にして、要塞の防備も亦極めて堅固なり。プリマウス及びポウツマウス要塞は海陸兩正面の防禦編成に備ふ。

(ホ) 主 なる 兵 器

歩兵は一八九五年式、リー・エンフィールド連發銃及び一九〇三年式、リー・エンフィールド・モーゼル連發銃を使用す。口径共に七密米にして、孰れも十連發とし、最大照尺は前者二千五百五十米、後者千八百米とす。

機關銃はマキシム銃にして、一分時間に四百發を發射し得べく、三脚駄載及び裝輪繫架式とす。

野砲は一九〇四年式の十八封半及び十三封砲、即ち口径八珊三八

(二二五)

と七冊六二との二種とす。兩種共に五千七百六十米の最大射程を有し、一分時間に二十九發まで發射し得る鋼砲にして、六門を以て中隊を編成す。

野戰榴彈砲は、一八九六年式五吋(十二冊米七)砲にして、最大射程は曳火射撃に於て三千百米、著發射撃に於て四千五百米とす。

(へ) 戰時編制の主要及び兵力

戰時英國陸軍を分つて、野戰部隊地方軍及び補充部隊とす。野戰部隊は即ち外征し得るものにして、野戰六師團、騎兵一師團、乘馬歩兵二旅團並に附屬部隊を以て野戰軍一個を編成す。地方軍は野戰軍と同時に動員せられ、主として本國の守備に任すべきものにして、十四師團及び騎兵十四旅團より成る。補充部隊は各隊の補充及び特別豫備兵より成る。

六 塞 國 軍

野戰軍は、兵站部隊を加へ、總員約十六萬六千人とす。野戰師團は歩兵三旅團野砲三大隊野戰榴彈砲一大隊野戰重砲一中隊等より成り、輜重を合すれば、人員約一萬九千六百人、馬匹約七千三百頭、砲七十門機關銃二十四挺に達す。騎兵師團は騎兵四旅團騎砲兵二大隊を主幹とし、乘馬歩兵旅團は、乘馬歩兵二大隊、騎兵一聯隊及び騎砲兵一中隊より成る。

戰時に於ける英本國の定員は、四十八萬千五百人なるも、地方軍には約五萬人の缺員あり。

此の外印度に於て、編成し得べき野戰軍は、九師團と騎兵八旅團あり。依て狀況に應じ其の一部を他に使用し得べし。

(イ) 陸軍の統帥及び統轄機關
 最高統帥權は國王に屬し、高等軍事會議、陸軍省及び參謀本部は、其の中央機關なり。而して十個の地方管區は地方の統轄を分掌す。
 最高軍事會議は、國王之を主宰し、將官及び大佐の一定數を以て議員とし、編制動員及び兵器に關する事項を審議す。陸軍省は軍政を掌り、參謀本部は國防用兵教育及び兵器に關する業務に服す。

(ロ) 兵役

兵役は必任義務の制にして、十七歳以上五十歳に至る間に服す。兵役の種類及び服役年は左の如し。

第一、九年	自二十一歳	至三十一歳	内現役二年にして 爾後豫備役に入る
第二、八年	自三十一歳	至三十八歳	二十四年
第三、七年	自三十八歳	至四十五歳	

國民兵役

第一、四年

自二十七歳
至四十五歳
九 年

(ハ) 平時の團隊

先年の巴幹爾戰爭後、陸軍を改革し、軍備は三倍に擴張せられて、從來の五師團より十師團に達したり。各師團は番號を有せずして、地名を冠して之を呼ぶ。即ち五個の舊師團は、モラヴァ師團ドリナ師團ダニューブ師團チモツク師團にして、五個の新師團はヴァルダル師團イパール師團コソヴァ師團ブレガルニツァ師團及びモナスチール師團とす。然れども今次の戰爭前に於て、新設師團は素より未だ完成に至らず。各師團は歩兵一聯隊と若干の部隊を有するに過ぎずして、馬匹火砲の如きは全然缺如せり。
 常設團隊は戰前、多くアルバニヤ國境に偏して、駐屯し在りたり。

是れ、巴爾幹第二次戰爭に於けるブカレスト條約後、埃匈人の煽動に因るアルバニヤ人の侵入に對するを要したればなり。

(二) 主なる兵器

常備軍の小銃は、一八九九年式モーゼル五連發銃を使用す。其の口径七密米、最大照尺距離は二千米にして、速率六百八十米とす。第一國民兵は一八八〇年式小銃、第二國民兵はベルダン銃を用ゆ。機關銃はマキシム式とす。

野砲は、シュナイドル式鋼製の速射砲にして、口径七珊米半、最大射程は曳火射擊に於て五千五百米、著發射擊に於て五千八百米とす。山砲は口径七珊米のシュナイドル速射砲なり。別に一八八五年式口径八珊米バンジュ砲、竝に野戰重砲としてシュナイドル製の、十二珊米榴彈砲及び十五珊米臼砲あり。

(ホ) 戰時編制及び兵力

塞國の野戰軍は、現役十師團と騎兵一師團竝に豫備五師團より成るべき筈なるも、軍備を二倍に擴張せし以來日猶淺く、豫定團隊を編成する能はず。開戰に當り、編成したる部隊は次の如くにして、之を三軍に編組したり。

第一徵集兵を以て、七師團半と騎兵一師團

第二徵集兵を以て、五師團

第三徵集兵を以て、歩兵十聯隊と騎兵十中隊

右第一項の七師團は歩兵四聯隊(十六大隊)野戰砲兵一聯隊(三十六門)及び他兵種より成りたるも、第二項の五師團は歩兵三聯隊(十二大隊)野戰砲兵一大隊(十二門)及び他兵種より成り、勢力微弱なりき。

(二三) 以上は正規の單位なるが、猶其の外、志願兵、義勇兵團、交通路守備兵及び縦列員等を加ふれば、動員に於ける總召集員は、四十萬人以上となれり。

塞軍に於て注目すべき一事は、開戦前二年以來の新領土の分子を、其軍中に含むこと是なり。是等の分子は、其の忠誠の點に於て大に疑なきを得ず。故に新領土たるマセドニヤの住民より編成せし新聯隊を、塞國舊領土内の各衛戍地に分配して、茲に戦時定員を充足し、又塞國舊領土内に於ける五箇師團の現役軍は、マセドニヤの豫備兵を入れて充員せしめたり。

七 白國軍

(4) 陸軍組織の大要

白國は本國常備軍と植民地隊とを備へ、本國常備軍は遊動部隊と要塞守備部隊とに分つ。遊動部隊は平時高等單位の團結を準備し、要塞守備部隊は平時より守備團を編成す。

白國王は大元帥にして、陸軍大臣は國王に代つて其權限を實施す。陸軍省は軍政及び統帥の中央最高機關とす。此の外陸軍省より獨立せる騎兵高等司令官並に砲兵工兵要塞の諸兵監あり。地方に於ける統轄最高機關は四個の師管司令官とす。騎兵高等司令官及び各師管司令官は、騎兵師團長及野戰師團長たるべき者とす。

(四) 兵 役

現行の徵兵制度は、一九〇九年末の發布に係る不備なる國民皆兵制度にして、國軍は徵兵及志願兵を以て補充せらる。

徵兵即ち民兵は滿二十歳に達したる男子、抽籤に依りて採用せら

(二三四)

る。但し兄弟中一名の外服役せしめざるを以て原則とす。志願兵は何人たるを問はず、十六歳以上三十六歳まで志願するを得べく、一旦兵役に服したる者は四十歳まで志願するを得。志願兵に三種の分類あり、奨励金附志願兵、適齡前入營志願兵及び軍人志願者(陸軍諸學校生徒等)是なり。

民兵の服役年は、常備役八年豫備役五年とす。然れども常備役中、現役として軍隊に止まる期限は、兵種に依りて左の如く變化す。

歩兵 一年八個月 騎兵及び騎砲兵 三年

野砲兵及び輜重兵 二年四個月 要塞砲兵及び工兵 一年十個月

給養部隊 二年

志願兵の現役年限は、十七歳以前の入營者は五年、十八歳以前の入營者は四年、十八歳以後の入營者は三年とす。

常備役及び豫備役の外、護郷兵役あり。二十一歳乃至五十歳の白國男子にして、常備役豫備役にあらざる者は、總て護郷兵として召集に應ずべき義務を有す。

(ハ) 平時の團隊と其の兵力

白國の重なる部隊は、歩兵十九聯隊騎兵八聯隊野戰砲兵四聯隊及び要塞砲兵十五大隊とす。而して要塞砲兵はアンヴェール要塞に八大隊、リエージュ要塞に四大隊、ナミユール要塞に三大隊を配備す。自餘の諸隊は、四師團と騎兵一師團に編成せらるゝ如く準備せられあり。白國の平時兵力は人員約四萬七千人馬匹約九千頭なり。

(ニ) 要塞

白國は其の國勢上、強大なる野戰軍を備へて、中立を維持するは、不可能なるべきに依り、重要なる地點に堅固なる要塞を設けて、防

(二三五)

備せんと計畫せり。

リエージュ要塞、此の要塞は白國の東境に於て、ムーズ河とウルト河との合流點附近の、リエージュ市を中心とし、中徑的の四邦里に互る圓周上に、六個の支點堡壘と六個の次等堡壘とを築設し、ムーズ河の上流下流及びウルト河に跨る複橋頭堡を成形し、ナミュール要塞と相待つて、獨逸方面に對する國防の第一線たり。兵器は二十一冊米榴彈砲、十二冊米及十五冊米加農砲並に輕速射砲等にして、各堡壘の中間に配備せられたる火炮をも合すれば、總數四百門に達したり。

ナミュール要塞、リエージュの上流なるムーズ河と、サンブル河との合流點附近に於て、ナミュール市を中心とし、中徑約三邦里の圓周上に、五個の支點堡壘と四個の次等堡壘とを構築し、ムーズ河の

上下流及びサンブル河に跨る複橋頭砲にして、リエージュ要塞と共に、佛境より蘭境に至る間、ムーズ河上の二十七橋梁中の十九橋を閉鎖し、野戰軍をしてムーズ河の線に於て侵入軍に對せしむるを任とす。兵器はリエージュのものと同じ。而して堡壘の中間に配備せられたる火炮をも合すれば、合計三百五十門に達するなり。

アンヴェール要塞、エスコール河口にある此の要塞の目的は、本來英國軍の侵入に對したるものなるも、亦他の諸要塞と相待つて、國民を收容し、最後の復廓となるものなり。東西約七邦里、南北約九邦里の一大圓邊上に、十九個(内舊式六)の支點堡壘と十五個(内舊式三)の次等堡壘とを構築し、周圍約十五邦里を有する一大要塞なり。

(ホ) 主なる兵器

小銃は、一八八九年式モーゼル五連發銃にして、口径七密米六五、最大照尺距離二千米、速率六百十五米とす。

機關銃はマキシム及びホツキス銃を採用す。

野砲は、一九〇五年式七珊米半のクルップ製ニッケル鋼砲にして、一分時間に三十發を發射するを得べし。

要塞の主要火砲は、十五珊米及び十二珊米の加農、十五珊米及び二十一珊米の榴彈砲、十五珊米及び八珊米の臼砲とす。其の他防楯を有する十二珊米加農、穹窿砲臺に備付けたる十二珊米榴彈砲あり。是等新式砲は總て砲身後座式なり。

(ハ) 戰時編制の主要と兵力

戰時白國軍は、野戰軍、要塞守備軍、補充部隊及び護郷軍に區分せらる。野戰軍は、野戰四師團と騎兵二師團とより成り、要塞守備

八 日本軍

(イ) 陸軍組織の主要

軍は、リエージュ及びナミュール並にアンヴェールの三部に分つ。野戰一師團は、歩兵二旅團(十二大隊)精兵一大隊豫備歩兵一旅團(四大隊)騎兵一中隊、砲兵一旅團(十二中隊)及び其の他の補助部隊並に縱列等より成り、騎兵師團は其の二旅團(二十中隊)騎砲兵二中隊及び諸縱列より成る。戰時白國野戰軍の兵力は、合計約十萬人馬匹約二萬五千頭にして、要塞守備軍は八萬人とす。

帝國陸軍は、常備軍後備軍及び國民軍より成る。常備軍は擴張終了の上は近衛及び二十師團より成るべく、且現在に於ては外に臺灣

及び滿洲に特種の徵募並に編成法に依る守備部隊あり。後備軍は、戰時主として後備兵を以て編成せられ、野戰軍を援助し、又其の後方及び内地に於ける勤務に服す。國民軍は、戰時國民兵役にある者を以て組織し、主として地方の警備に任ずるものとす。

最高の統帥權は、大元帥たる 天皇の總攬し給ふ所にして、其の許に陸軍省、參謀本部及び教育總監部隸屬し、軍政軍令及び教育の統轄機關を形成す。陸軍省は軍政及び人事を管掌し、參謀本部は國防及び用兵の計畫を掌り、教育總監部は軍隊教育の齊一進歩を規畫す。

外に特務機關として主なるものは、元帥府及び軍事參議院とす。前者は軍事上の最高顧問府とし、後者は 天皇の諮詢機關にして元帥陸海軍大臣參謀總長海軍々令部長及び特に親補せられたる陸海軍

將官を參議官とす。

各師團長は又其の師管の長官にして、地方に於ける軍事の統轄を分掌す。

(口) 兵 役

帝國臣民たる男子は、滿十七歳より滿四十歳に至るまで、一般兵役義務を負ふ。兵役を分つて常備兵役後備兵役補充兵役及び國民兵役とす。各兵役の服役年は左の如し。

- 現 役 三年 (歩兵は二年の後歸休す)
- 常備役 豫備役 四年四個月
- 後備役 十 年
- 補充兵役 十二年四個月
- 現役兵は、毎年滿二十歳 (志願兵は滿十七歳) に達したる者より、

検査の上抽籤に依りて採用す。補充兵役は現役兵員に超過する者の内、所要の人員之に服す。

國民兵役は左の如く區分せらる。

第一國民兵役 後備兵役又は召集せられたる補充兵にして其の役を終りたる者

第二國民兵役 常備後備補充及第一國民の諸兵役にあらざる者。

外に一年志願兵及六週間現役兵の制あり。

(ハ) 平時の團隊

帝國の平時團隊は、近衛及び第一乃至第十八師團、將に新設さるべき二師團並に現在の臺灣滿洲の守備隊とす。師團は平時の最大單位にして、通常師團司令部歩兵二旅團(四聯隊)騎兵砲兵各一聯隊工兵一大隊及び輜重兵一大隊より成る。若干の師團は騎兵旅團野砲

兵旅團又は重砲兵旅團其他の部隊をも統轄す。

(ニ) 要塞

現今帝國は、亞細亞大陸に於て、接壤の國境を有するに至れり。雖も、日露戰役以前は、四圍環海の狀態に在りたるに依り、要塞は悉く海岸要塞の性質を帯びたり。目下現存するものは、東京灣、由良、藝豫、廣島灣、函館、舞鶴、下之關、佐世保、長崎、對馬、基隆、澎湖島、旅順、鎮海灣及び永興灣とす。其の規模の大小に應じて、之を一等乃至三等に分ち、各々要塞司令部を置く。

九 土國軍

(イ) 陸軍組織の概要

土國陸軍は、現役軍後備軍及國民軍に分つ。現役軍(ニツラム)は、

(一四四)

常備軍の骨幹を成し、後備軍（レヂフ）は常備軍に於て訓練を経たる者より成り、平時少數の將校下士卒を以て基幹隊を作り、戦時充員して出征部隊を編成す。國民軍（ムスタフイック）は、戦時國民兵を以て編成するものにして、平時幹部を備ふることなし。

右は一九一二年の巴爾幹戰爭前の制度なるも、該戰爭中拙劣なる行動を爲せる後備師團を廢止し豫備及び後備兵を以て、各軍管區に前進補充隊を編成し、現役軍の補充を行はんとし、或は若し時日之を許さば、幹部の充實を圖り、新部隊を編成せんと豫期せりとの説あり。

(口) 兵役

兵役義務は二十一歳より四十五歳に至る間にして、服役の區分は次の如し。

現役

三年

豫備役

六年

後備役

九年

國民兵役

七年

從前の二年を改正延長したるものなり

然れども五十封度（邦貨約四百五十圓）を納むるものは、兵役を免ぜらるゝを得。

(ハ) 平時の團隊と其の兵力

土國の陸軍は、巴爾幹戰爭後、三師團編成の十三軍團及び二個の獨立師團に改編せられたり。

師團の歩兵は、三聯隊（各々三大隊編成）と一狙撃大隊より成り、軍團の歩兵は三師團の外、狙撃一聯隊を付するも未だ全部に普及せず。現役軍は従前よりも基礎確實となり、歩兵一中隊の平時員は百二十名を維持することとなりたり。然れども各聯隊の第三大隊の諸中隊は、漸く四十名とす。之が爲め戦時編成に充足する要員は四年

(一四五)

次の豫備兵を要すべし。今次の戦争前に於ける土國の平時兵力は約二十九萬人なり。

土國軍隊の配置は次の如し。即ち第一第二第三軍團は歐羅巴に在りて、其の司令部は君府、アドリヤノール及びロドストに在り。第四第五第六第七及び第八軍團は小亞細亞方面のスマルナ、アングル、アレポボ、イエソン及びダマスカに在り。第九第十第十一軍團は、高架索國境方面のエルゼルム、エルデンジャン及びワンに在り。第十二第十三軍團（各二師團）はメソポタミヤ地方なるモスール及びバグダットに在り。而して獨立せる師團はアスブル及びゲドウヂャスに在り。

(二) 要塞

其一、ダルダネルス海峡方面

此の方面の要塞は、三大群に分たる。第一群はエーリアン海の入口及びダルダネルス海峡口に在るセデル・パール及びクム・カレ附近の新式築城にして、第二群はダルダネルス海峡の奥部に最も狭窄せる部分、キリド・パール、チアツク、マイドス及びナガラ岬の四角地域附近に於て、山上及び山下の高低兩砲臺より成り、第三群は、カリボリ半島の地頸部たるブライル附近の堡壘線にして、主としてサロス灣よりする攻撃に對して背後の防護に任ず。

其二、ボスボラス海峡方面

此の方面の築城も、亦三大集團に區分せらる。黒海の咽喉に位置する北部集團は、セラタッス及びフィール・ブルス兩砲臺を中心とし、中部集團は、ルメリカヴアック及びアナトリカヴアック兩砲臺を中心とし、南部集團はクレッチブルヌ及びマヂシアルカヴアック二砲臺を中心とし、

孰れも海峡の兩岸に數多砲臺の長列を配置し、ダルダネルス海峡に比し防備頗る嚴なり。

(ホ) 主なる兵器

小銃は一九〇三年式モーゼル五連發銃にして、口径七密米六五、長大照尺二千米、初速八百六十五米とす。

機關銃は一九〇九年式マキシム及びホッチキス銃を用ゐる、繫駕式とす。

野砲は一九〇三年式七珊米半クルップ砲にして、一分時間の發射速度は、二十發乃至二十六發とす。山砲はシュナイドル速射砲を新に備へつゝありたり。

野戰榴彈砲は、一八九一年式十二珊米クルップ砲にして、最大射程は曳火射撃に於て五千五百米、著發射撃に於て五千八百米とす。

然れども右新式武器は、如何なる程度まで完備しあるかは明ならず。又邊陲の團隊は勿論舊式武器を使用しあり。

(ハ) 戰時編制の主要と兵力

土國陸軍は、巴爾幹戰爭後改編せられ、戰時編成も亦其影響を受けたるもの、如し。即ち野戰軍は、動員せられたる十三軍團と獨立二師團とにして、之を以て數軍を編成す。

軍團の重なる戰鬪部隊は三師團(稀に二師團)、騎兵一旅團(三聯隊)及軍團砲兵(山砲六中隊と榴彈砲三中隊)より成り、一師團の重なる戰鬪部隊は、歩兵三聯隊と狙撃一大隊(計十大隊)竝に野砲兵一聯隊(六中隊)より成る。砲兵一中隊は砲四門又は六門より成る。

交 戰 諸 國 軍

動員せる土國陸軍は約六十萬人とす。猶豫備に約十八萬人後備に

鋼砲にして、口径七珊半、最大射程は曳火射撃に於て四千米、著
 發射擊に於て六千八百米とし、一分時間の發射速度を三十發とす。
 他の三分一は最新の佛國デポール式火砲にして口径同じく七珊半な
 り。山砲は七珊半の速射式ニツケル鋼砲を採用す。又十珊半のクル
 プ式輕榴彈砲を用ゆ。最大射程六千四百米とす。

(ハ) 戰時編制の概要及び兵力

動員せられたる伊太利軍は、之を野戰軍と衛戍隊とに分つ。野戰
 軍は常備隊の全部と遊動民兵隊の大部分とより成り、衛戍隊は遊動
 民兵隊の殘部と地方民兵隊の全部とより成る。戰時の常備隊は諸兵
 種より成る二十五師團に、同遊動民兵隊は諸兵種より成る獨立の十
 二師團に編成せらる。師團の編成に加はらざる遊動民兵隊は、旅團
 編成として守備に服し、又地方民兵諸隊は通常大隊に編成せらる。

伊國の野戰軍は、三又は四軍に區分せらるべし。各軍は二乃至四
 軍團及び通常騎兵一師團より成る。軍團は伊國の戰略單位にして十
 二個に編成す。各軍團は二又は三師團より成る。其の三師團編成の
 軍團に在つては、二個の常備師團と一個の遊動民兵師團とを以て編
 成せらるべし。各軍團には別に獵歩兵一聯隊、騎兵一聯隊(六中隊)
 電信一中隊並に輜重を附屬す。
 常備師團は歩兵二旅團(十二大隊)野砲兵一聯隊(五中隊)及び
 工兵一中隊より成り、遊動民兵師團は歩兵二旅團(十二大隊)獵歩
 兵一又は二大隊、騎兵二又は三中隊、野砲兵四又は五中隊及び工兵
 一中隊より成る。
 伊國は右の外尙戰時騎兵三師團と二旅團とを編成すべし。一師團
 は騎兵二旅團(旅團は十中隊)騎砲兵二中隊及び自轉車兵一中隊よ

(二五六)
り成り、人員四千四百人、馬匹四千二百頭とす。
伊軍の全部即ち常備軍遊動民兵軍及び地方民兵軍の戦時兵力の總計は約百二十萬なり。

十一 勃國軍

開戦直前に於ける陸軍の改編未だ明ならざるものあるに依り、暫らく一九一二年以前の制度に依りて記述す。

(イ) 統轄關係

勃牙利軍の最高指揮は皇帝に屬す。
陸軍省は統帥及び軍事行政の最高機關にして、參謀部は陸軍省の一局とす。
全國を三個の監軍區に分ち、地方に於ける統轄を分擔す。

(ロ) 兵役
服役期限は、二十五年にして、二十歳乃至四十六歳の間とす。其の區分左の如し。

現	役		步兵	二年
	他兵種		三年	
豫備	役		步兵	十八年
	他兵種		十六年	
第一次民兵役	役		步兵	四年
	他兵種		五年	
第二次民兵役	役		步兵	二年
	他兵種			

戦時に在つては、十七歳に達したる青年は、之を召集することを得るなり。

家族の扶養者、高等諸學校生徒は、一年間の兵役義務を有するのみ。又回々教徒は兵役に服すること無しと雖も、兵役税を支拂ふを要す。

兵役税は、免除者又は兵役に適せざる者之を支拂ふを要し、其額は財産に應じ、毎年二十乃至六十レヴァとす。(一レヴァは我約四十錢)

(ハ) 平時の團隊

巴爾幹戰爭以前の平時團隊は、九師團にして、其の總兵力は左の如し。

歩兵三十六聯隊 (各聯隊は四中隊編成の二大隊と國境一中隊)

騎兵十一聯隊 (各聯隊は三中隊又は四中隊)

野砲兵九聯隊 (各聯隊は三中隊編成の二大隊)

山砲兵三聯隊 (各聯隊は二中隊編成の二大隊)

要塞砲兵三大隊 (各大隊は二中隊編成)

工兵六大隊 (内鐵兵三、電信一、橋船一、鐵道一)

(ニ) 主なる兵器

小銃は、一八八八年——九〇年式マンリッヘル五連發銃にして、口径

徑八密米、最大照尺距離千九百五十米、速率八百四十五米とす。

機關銃は、マシキム銃とす。

野砲は七珊米半のシユナイドル速射鋼砲にして、著發最大射程五千

九百米とす。

(ホ) 戦時編制の概要と兵力

戦時に於ける一師團の戦闘部隊は左の如し。

歩兵三旅團 (内一は豫備旅團にして各四大隊編成の二聯隊)

即ち二十四大隊

騎兵三中队
砲兵九中队

(内一は豫備中队)

而して輜重及び縦列を加ふれば、一師團の人員は二萬三千五百人とす。されば假りに九師團とせば、第一線野戰軍の兵力は約二十一万八千人となる。

第三章 獨塙佛露軍の作戰計畫と 其の實施の概要

一 獨軍の作戰計畫と其の實施の概要

獨軍作戰計畫の骨子は、左の二項に在りたるが如し。

其一、佛國に對し、優秀なる兵力を以て、迅速且猛烈なる攻勢を取り、之に大打撃を與ふること。

其二、動員及び集中の遲緩なる露軍に對しては、先づ最小限度の兵力を以て一時守勢を採り、後之を攻撃すること。

露佛同盟成立以來、獨逸の兩國に對する作戰方針は、右の如く確定して恐らく變る所無かりしが、佛國に對する作戰の實施法に至つ

ては、其の後變更したりと推定し得べき理由あり。

普佛戦後に於けるモルトケ將軍は、要塞を輕視し、國境に向ひ兵力の迅速なる集中を爲すを以て、作戰の主眼とし、アルサス及びロレーヌ州に通ずる鐵道網の大成を圖りし時代に於ては、獨軍の主力は、ア、ロ兩州方面より佛國東境に侵入す可かりしが、爾後佛國は、連互したる要塞を此の方面に築設し、東方國境の防備を嚴にせし以來、獨軍は侵入地帯を變更すべき必要に迫りたり。抑も獨軍は背後に勁敵露軍を控ふるに依り、佛國に對する作戰計畫に於て最も注意すべき要點は、優勢、迅速及猛撃の三點に在り。然るに現時の威力ある佛國東方要塞線を濫過して行ふ侵入は、數多要塞の攻略容易ならざるに依り、迅速なる要求に牴觸す。又諸要塞を攻圍する軍隊を後方に残しつゝ、深く前進すれば、決戦時に於て優勢なる能はず。

既に優勢ならざるに於ては、猛烈なる攻勢を取ること亦望み難し。是を以て獨軍が佛國東境より、主力を以て侵入することは、獨逸の爲め有利なる作戰に非ざるなり。況んやア、ロ兩州方面よりする侵入地帯は、今日に於ける大軍の運動に對して過狹なるに於てをや。是に於て獨逸は、瀘森堡以北白耳義に跨りて、侵入軍の攻撃正面を擴張するの必要を感じたるのみならず、白國方面より佛國北境に前進せば、首都巴里に對し、運輸交通の幹線を利用し得ること、距離の最短なること、地形の平易なること、特に佛國防備の薄弱なること等利益の枚擧違あらざるに依り、該方面を以て主なる攻撃地帯と認むるに至れり。

最近二十年以來、獨逸はア、ロ二州に築城し、メツ、ヂーデンホーヘン及びストラスブルより、瑞西國境に互りて堅固なる要塞を

構築し、獨逸より白國境に通ずる鐵道のライン線を改築したり。是れ攻撃主力軍の集中を北方に移し、作戰計畫の實施に一大變更を加へたる徵證なりと謂はざる可らず。換言すれば、獨逸は狀況に應じ、ア、ロ二州方面に於ける要塞の掩護に依り、該方面の兵力を節約し、北方より行動すべき主力軍の兵力を増大せしめ得るの計畫を採りたるものと看取せざる可らず。

然れども右の如く作戰せんには、外交上の難問題を惹起すべし。白國の中立侵犯是なり。然るに獨逸に於ては軍人のみならず、有力なる爲政者に於ても亦國防の前には中立條約無しとの意見を有したりしに依り、國家危急の際には、白國の中立を蹂躪するの心算を、豫め包藏したること疑を容れざるなり。而して獨逸は、日露戰爭に於ける戰場が、支那中立地に展開せることを指摘せり。

佛國攻撃の獨軍は、之を九軍に分ち、左の如く戰略展開を行ひたり。

ムーズ軍 (エンミヒ將軍) 平時編成の諸軍團より成る臨時編成の軍にして、ムーズ河畔の要塞攻略に任じたり。

第一軍 (クルック將軍) エキス・ラ・シャベル (獨稱アーヘン) 附近に集中し、軍の最右翼となり、白國を通過してモンズ方面より前進す。

第二軍 (ビュロー將軍) エキス・ラ・シャベル西南ウーベン附近に集中し、白國を通過して前進す。

第三軍 (ハウゼン將軍) 瀘森堡の北方マルメヂー及びサン・ヴェ

第四軍 (ウウルテンベルグ公) ド附近に集中し、アルゴンヌ森林地帯を通過して前進す。

第五軍 (普國皇太子) トレーヴ及びメツツ北方に集中す。

第六軍 (巴威里王太子) メツツ東方地方に集中す。

第七軍 (ヘーリンゲン將軍) ザールプルー方面に集中す。

左翼支隊 (フォン・ダイムリング將軍) アルサス方面に在つて、ヴ

ージュ山の佛軍に對し、全軍の左側を掩護す。

以上の部署に依れば、獨軍の作戰地帯は、アルサスよりローレンヌ、瀘森堡を経て、白國モンス方面に至る廣大なる正面に互り、主力は瀘森堡以北の地より前進し、アルサスの左翼支隊を軸心とし、大なる左旋回を爲し、右翼をサンブル河及びオアーズ河の西方に張り、北方より巴里を脅威しつゝ、佛軍を東方東北方及び北方の三面より挾撃せんとしたるなり。

獨軍の對露作戰計畫に就ては、便宜上奥匈軍のものと共に、後文

述ぶる所あるべし。

二 佛軍の作戰計畫と其の實施の概要

佛軍作戰計畫の要旨は左の如くなるべし。

其の一、八月二十日集中輸送を終るべき英軍の來佛を待つこと。

其の二、努めて速に戰略展開を終り、獨軍に先んじて攻勢を取ること。

佛國は普佛の惡戰に鑑み、モーゼル及びムーズの兩河孟に要塞を改築又は新設して、東方國境の防禦を嚴にせり。ベルフォール、エピナル間、ツール、ヴェルドン間の諸要塞是なり。而して是等要塞線は、獨軍の侵入を防止するの目的を有し、兼ねて攻勢作戰の支撐たらしめんとしたるなり。